

国の施策等に関する提案



平成 28 年 6 月

 熊本県

国におかれましては、「平成28年熊本地震」の発災後、直ちに政府の総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の早期指定、早期の補正予算編成をはじめ、様々な取組みにご尽力いただいていることに対し、県民を代表して感謝申し上げます。

これまで本県は、昨年10月に策定した「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、経済的な豊かさのみならず、地域への誇りを持ち、安全・安心に暮らし、夢への挑戦が可能な、幸せを実感できる“くまもとライフ”の実現に向け、地方創生をリードする取組みを推し進めて参りました。

その矢先、今回の熊本地震により、本県を取り巻く状況は一変し、県政始まって以来の困難な状況に陥りました。本県が真の姿を取り戻すためには、迅速な復旧・復興への取組みとともに、地方創生に向けた流れを取り戻し、この逆境の中でもさらに強く、大きく、県全体が前を向いて進める施策を講じていく必要があります。そのため、引き続き、国の施策等を追い風としながら様々な取組みを積極的に展開して参りたいと考えています。

つきましては、国の施策等に反映させていただきたい項目を本書のとおり取りまとめましたので、今後の予算編成や国の取組みに是非とも採り入れていただきますよう、お願い申し上げます。

平成28年6月

熊本県知事 浦 島 郁 夫

目 次

喫緊の重要課題の解決に向けた施策

地方税財源の充実確保	…	1
公共事業予算の安定的な総額確保	…	3
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	…	4
川辺川ダム問題の解決	…	6
地方創生の推進	…	7
T P P 協定への対応	…	8

まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの取組みの方向性に沿って施策を展開

活 力 と 雇 用 を 創 る

稼げる農林水産業の実現	…	9
未来を拓くくまもと農林水産業の展開と農山漁村の活性化	…	1 1
中小・小規模企業等への支援の強化	…	1 3
再生可能エネルギー導入の促進	…	1 4
地域のニーズに応じた産業人材の確保・育成	…	1 5
地域の建設産業における人材確保・育成	…	1 6

世 界 の 中 で 輝 く

阿蘇くまもと空港等の機能強化及び天草エアラインへの支援	…	1 7
国際的なスポーツ大会の推進	…	1 8
地域の活性化につながる八代港の整備促進	…	1 9
地域の活性化につながる熊本港の整備促進	…	2 0

安 心 ・ 希 望 を 実 現 す る

熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実	…	2 1
夢を叶える教育の推進に向けた環境整備	…	2 2
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策	…	2 3
長寿で安心して暮らせる施策の充実	…	2 4
治安基盤の整備充実	…	2 6
様々な人権問題の解決	…	2 7
女性の社会参画の加速化	…	2 8

就職支援対策の充実	… 2 9
特別支援学校の教育環境整備	… 3 0
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	… 3 1
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成	… 3 3
選手育成と地域のスポーツ振興	… 3 4

未 来 の 礎 を 築 く

地下水の硝酸性窒素対策への支援	… 3 5
有明海・八代海の再生	… 3 6
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	… 3 8
県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援	… 3 9
高齢者向け住宅環境の整備促進	… 4 0
世界遺産に係る支援	… 4 1
文化財等の魅力発信による地域活性化の取組み	… 4 2
九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進	… 4 3
J R鹿児島本線等連続立体交差事業の予算確保	… 4 4
天草地域の海上交通の基盤づくりへの支援強化	… 4 5
肥薩おれんじ鉄道に対する支援	… 4 6
『九州を支える広域防災拠点構想』の推進	… 4 8
公立学校施設整備等の財源確保	… 5 0
安心して私立学校に通える教育環境の実現	… 5 2
立野ダムの整備推進について	… 5 3
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の創設	… 5 4
道路構造物の定期点検に係る財源の確保	… 5 5

地方税財源の充実確保について

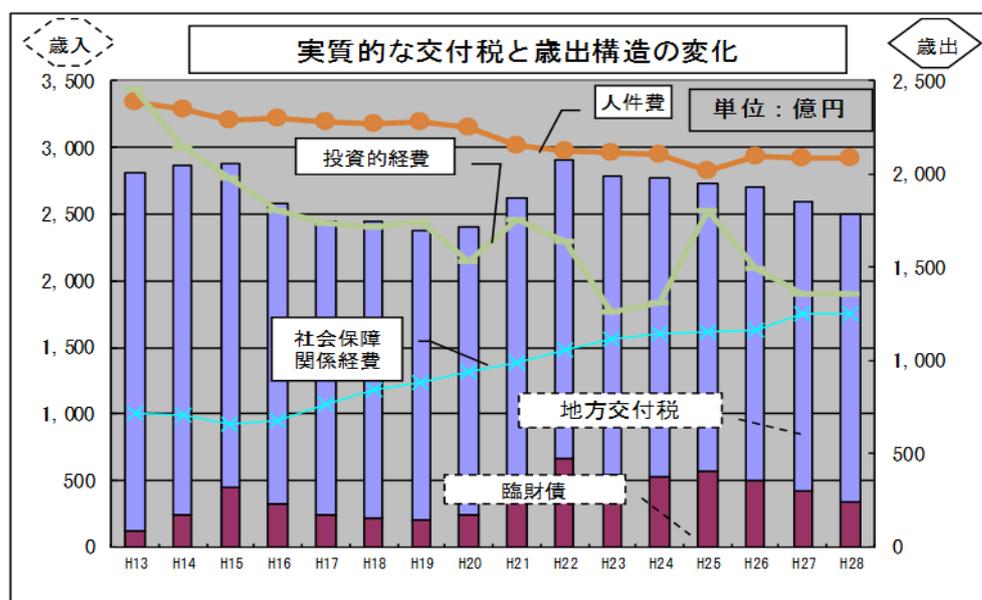
【内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方一般財源総額の確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立と歳出特別枠の堅持
- 3 遍在性が小さく安定的な地方税体系の構築
 - ① 遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ② 車体課税の見直しに係る代替税財源の確保
 - ③ 固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ④ ゴルフ場利用税の堅持

【現状・課題等】

- 平成 21 年度以降、1 兆円を超える地方交付税の別枠加算等の措置により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、三位一体改革以前の平成 15 年度水準近くまで復元されたものの、社会保障関係経費や年々増加する臨時財政対策債の償還費などにより、依然として厳しい財政運営を強いられている。
- 厳しい財政状況のなか、本県では、給与削減まで踏み込んだ「財政再建戦略」（平成 21～24 年度当初予算）を策定し、行財政改革の取組みを強力に推進した結果、財政再建に一定の道筋が立ちつつあったが、平成 28 年熊本地震対応のため、莫大な行政需要が生じて巨額の予算編成を余儀なくされたことで、財政調整用 4 基金の残高が枯渇するなど、危機的な財政状況に陥っている。
- さらに、今後も少子高齢化の中で、地域経済の活性化や雇用対策、福祉の充実など地方の役割は増大し、これらに的確に対応していくためには、臨時財政対策債等の特例措置を講じるのではなく、交付税率の引上げにより地方一般財源総額の一層の充実を図ることが不可欠。



1 地方一般財源総額の確保

平成 28 年 6 月に閣議決定された骨太の方針を踏まえ、地方が責任を持って、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保していただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立と歳出特別枠の堅持

- ・ 地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。
- ・ また、さらなる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- ・ 臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。
- ・ 社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入していただきたい。
- ・ また、これまで歳出特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、実質的に堅持していただきたい。

3 遍在性が小さく安定的な地方税体系の構築

- ① 消費税・地方消費税の 10%への引上げにあたっては、8%段階の措置に引き続き遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図っていただきたい。併せて、遍在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある遍在是正措置としていただきたい。また、消費税の軽減税率制度の導入に伴う減収に対しては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源等による措置を確実に講じていただきたい。
- ② 車体課税の抜本的な見直しに伴い消費税・地方消費税の 10%への引上げ時において導入することとされた自動車税及び軽自動車税環境性能割で確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置していただきたい。なお、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源の確保を前提に議論を進めていただきたい。
- ③ 償却資産に係る固定資産税について、地域の中小企業への設備投資の支援として、課税標準の特例措置が創設されたが、その減収分については、地方財政計画において確実に措置していただくとともに、市町村の貴重な自主財源である償却資産課税が、国の経済対策のために再び見直されることのないよう、現行制度を堅持していただきたい。
- ④ ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。

人口減少の克服、地方創生に向けた 公共事業予算の安定的な総額確保について

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

熊本地震に係る復旧・復興とともに重要課題である人口減少の克服や地方創生に向け、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにするためには、基盤となる社会資本の整備や農林水産業の生産基盤の整備を着実に推進することが必要である。

また、地域の安全・安心や雇用を担う建設産業の担い手確保・育成の観点からも、公共事業予算の安定的な総額確保を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 近年、公共事業費が大幅に削減されてきた中、ここ数年は微増・横ばいで推移しており、今年度当初予算の配分においても、前年並みの配分となっている。

一方、地方創生の基盤となる本県における社会資本の整備は、道路を例に挙げても改良率56.9%（全国34位、道路統計年報2015）と依然として遅れており、熊本地震を受けて人口流出の懸念も浮上する中、引き続き着実に整備を進めて行く必要がある。

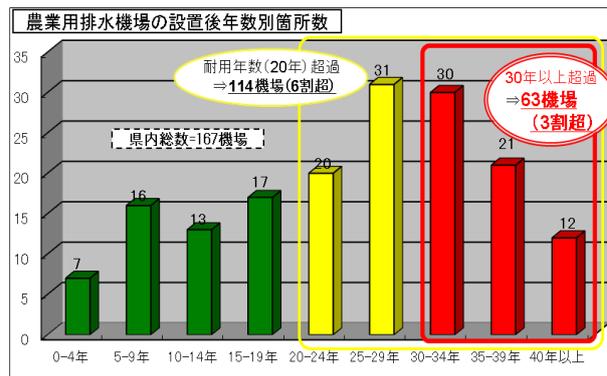
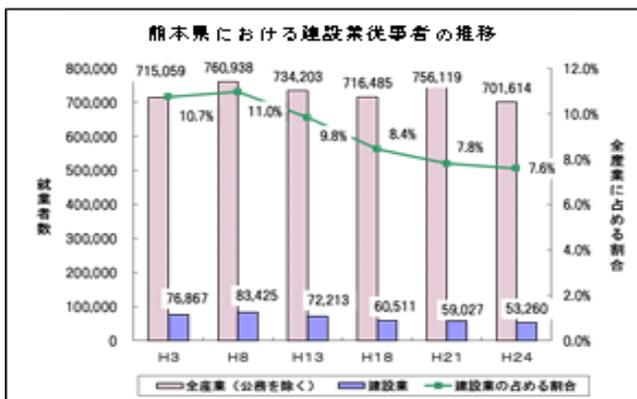
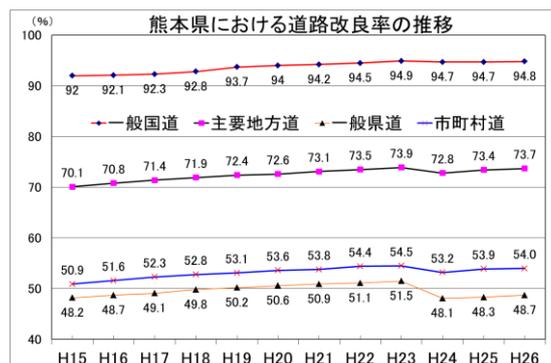
また、熊本地震からの復旧・復興とともに今後の災害に備え、災害に強い国土を形成する「国土強靱化」の推進や、高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策も喫緊の課題である。

- 社会資本の整備は、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発といったさまざまなストック効果を発揮し、これは地方創生を下支えするものである。本県においては、この社会資本のストック効果を重視しつつ、さらに、「安全」と「成長」に重点化を図っていくため、公共事業予算の安定的な総額確保が必要である。

特に、平成29年度には、連続立体交差事業の高架切替及び熊本天草幹線道路「大矢野バイパス」の供用を予定しており、これらはストック効果の増大が見込まれ、地方創生に大きく寄与するものであることから、所要額の確保が必要である。

- 本県の基幹産業である農林水産業についても、生産基盤の整備により、生産性の向上や地域の安全・安心の実現はもとより、農山漁村の活力向上や多面的機能の維持・発揮など、地方創生に向けて、大きなストック効果を発揮している。しかし、農業用の排水機場については、耐用年数（20年）を超える施設が6割超となるなど、生産基盤の老朽化が進行していることから、これらの計画的な整備の所要額を確保する必要がある。
- 本県の公共事業に係る予算は、国の予算同様に、近年大幅に減少し、ピーク時の約半分にまで減少している。このような中、県内建設業従事者数は、ピーク時の約8万3千人から約3万人減少するとともに、全国に比べ高齢化が進展してきている。

社会資本の整備・更新のみならず、地域の安全・安心を担う建設産業を育成し、継続した雇用を確保することは、地域の人口減少に歯止めをかけることにもつながるため、公共事業の安定的な予算確保が必要であり、更には工事発注・施工の平準化につながる予算内示の前倒し等が必要である。



水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興について

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援措置に関する地方債の償還財源について、これまでの閣議了解等に基づき、県が償還を着実に行えるよう、引き続き所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加について、適切な対応を図っていただきたい。
- 3 認定業務促進のため、検診医の確保等検診体制の整備等について特段の配慮をいただくなど、県との連携をより密にして取り組んでいただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の連携や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も所要の財源確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年6月の閣議了解に基づき、本年7月に策定予定の「第六次水俣・芦北地域振興計画平成29年度実施計画」に掲げる事業の実施について、予算を確実に確保するとともに、引き続き特別交付税による財源措置を講じていただきたい。
- 6 今年度から「環境調査研修所」の環境研修の一部が水俣市で実施される予定となっているが、今後、自治体向け等実施研修の拡大や、北九州市で実施される国際環境研修との連携を進めていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）

H28. 3. 31 現在（単位：億円）

	患者県債	へドロ県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合 計
未償還残高	194.5	14.7	26.7	113.6	124.9	474.4

- 2 水俣病特措法救済措置対象者は37,613人、裁判上の和解による解決者は2,992人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市・町名	平成26年度
水俣市	524,653(1)
芦北町	523,359(2)
津奈木町	498,506(3)
天草市	406,237(8)
上天草市	387,613(12)
県内市町村平均	369,590

- 3 水俣病特措法や裁判の和解による認定申請取下げに伴い認定申請者数が一旦減少したが、再度増加に転じている。引き続き、検診医の確保といった検診体制の整備等、認定業務を促進するための取り組みを、国と県がより連携して進めていく必要がある。（H28年5月末時点の未処分者数1,257人）。

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、引き続き予算措置が必要。

5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たり市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き国の財源措置が必要。

(H27年10月1日時点高齢化率：県内最高の38.2% H25年度一人当たり市町村民所得：2014千円)

6 平成28年3月、まち・ひと・しごと創生本部において「政府関係機関移転基本方針」が決定され、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、今年度から環境研修の一部が水俣ならではの研修として実施されることになるが、更なる地域の発展等のため、自治体向け等実施研修の拡大や北九州市で実施予定の国際環境研修との連携を進めていただきたい。

川辺川ダム問題の解決について

【国土交通省】

提案・要望事項

1 球磨川の治水対策

「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策について、必要な予算措置を講じ、迅速に進めていただくとともに、県が行う治水対策の検討に対して、技術面等の支援をお願いしたい。

また、国、県、流域市町村で構成する「球磨川治水対策協議会」での更なる治水安全度の向上に向けた治水対策の検討に、引き続きご尽力いただきたい。

2 五木村の生活再建

村の生活再建を着実に進めるため、平成23年6月の国、県、村の三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

また、ダム建設廃止等に伴う生活再建のための法律の制定に向けて取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

1 球磨川流域では、洪水による浸水被害等が頻繁に発生しており、流域住民の洪水に対する不安を解消するため、治水対策は急務である。

治水対策を迅速かつ効果的に進めていくためには、国において、必要な予算措置を講じていただくことが不可欠である。

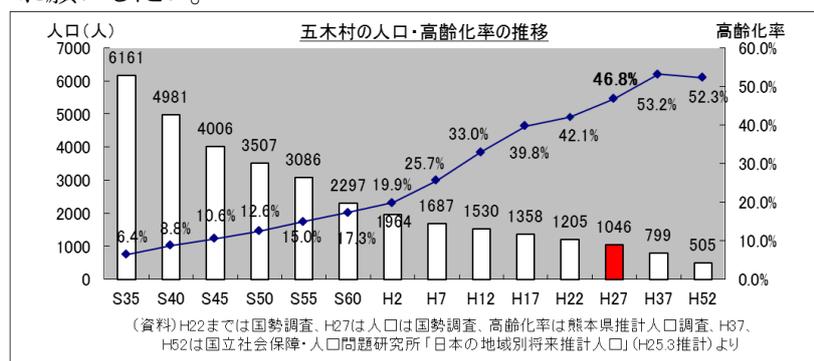
また、県管理区間の対策を迅速に進めていくためには、市房ダムの有効活用策や川辺川筋の治水対策の検討等に対して、技術面及び財政面における国の支援が必要不可欠である。

さらに、対策の実施と並行して、「球磨川治水対策協議会」において、中期的に達成すべき治水安全度の目標に向けた検討を、国、県、流域市町村が連携して引き続き進めていくようお願いしたい。

2 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率(H27:46.8%)が県内で最も高いことから、生活再建の取組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。

このような状況の中、平成23年6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

また、村の生活再建をより確実にを行うため、事業実施に当たってその裏付けとなる法律の制定をお願いしたい。



※水没予定489世帯のうち、6割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少

※村内全集落のうち約2/3の集落で65才以上人口が5割超(36集落中23集落)
(H28.2.29 五木村指定区別人口調)

地方創生の推進について

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。
また、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）について、今後も更なる充実・強化を図ること。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金について、引き続き十分な規模で継続的に措置していただきたい。
また、対象分野や対象経費の制約を大胆に排除するなど、地方の創意工夫ある取組みに資する自由度の高い弾力的な制度となるよう、見直しを図っていただきたい。
- 3 地方自治体から地方分権改革に関する提案を募集している「提案募集方式」については、地域の実情を理解し提案をできる限り実現していただきたい。
なお、地方へ事務・権限を移譲する際は、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、平成27年10月に「熊本県人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県における人口の現状と将来展望や、この将来展望に向けて5か年で取り組む施策の基本的方向、具体的施策を策定した。
また、県内市町村も、平成28年3月末までに全ての団体が地方版総合戦略の策定を完了した。
熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成26年度補正予算の地方創生先行型交付金（上乘せ交付）や、平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金については、全国最多の交付額を配分いただいた。
平成28年熊本地震からの復旧・復興によって、本県の地方創生の良き流れを取り戻すためには、地方創生推進交付金の長期的な財源の確保が重要である。
そのため、地方創生推進交付金については、少なくとも当面5年間を見据え、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用することができるよう更に自由度の高い制度とするとともに、引き続き十分な予算規模とすべきである。
- 3 真の地方創生を実現するには、国の関与を可能な限り縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要である。
今年の提案についても、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなど、その実現可能性をより一層高める必要がある。
特に、提案募集方式は、3年目の募集に伴い、内閣府との事前相談を通してより具体的な提案が提出されることとなるため、提案の実現に際しては、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこととすべきである。

TPP協定への対応について

【内閣官房、農林水産省、経済産業省】

提案・要望事項

- 1 協定の内容について、国会の衆参両院の農林水産委員会における決議との整合性など、国益にかなったものか審議を十分に尽くしていただきたい。
- 2 TPPによってもたらされる地域ごとの経済、産業や国民生活への具体的な影響とその対策について、正確な情報提供と説明を十分に行っていただきたい。また、農林漁業者や中小企業者など、地方の意見を幅広く丁寧に聴取し、今後の対応に真摯に反映させていただきたい。
- 3 農林水産業の経営安定化・競争力強化、更には中山間地域をはじめとする農山漁村の維持・発展に向けた万全の対策を講じていただきたい。
なお、対策の実施に当たっては、将来を見据えた継続的な施策とし、地方が、地域の特性に応じた独自施策が展開できる自由度の高い財政措置を講じていただきたい。
さらに、影響を見極めた上で、追加の対策の実施を含めて適切に対応していただきたい。
また、地方の中小企業者等にとって活用しやすい海外展開等の支援策を打ち出していただきたい。

【現状・課題等】

- 先の国会において、TPP締結の承認及び締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の継続審査について議決された。
- TPPについては、次期国会において、更なる審議が行われるものと考えているが、本県はTPPが定める関税の撤廃や大幅な引下げ等による農林水産業への影響を懸念している。
- 政府は、昨年12月にTPPによる農林水産物への影響額を1,300億円から2,100億円と公表したが、交渉参加時に3兆円とした前回の試算を大幅に下回る結果となっている。しかし、政府の試算のとおり、万全の対策が講じられ、農家所得の確保や生産量の維持がなされるのか、現場の農林漁業者等をはじめとする県民は、未だ不安を抱いている。
- 本県では、政府試算に基づく試算に加え、米や野菜等への影響も含めた県独自の農林水産物の試算（影響額81.7～132億円）を公表した。TPPが与える影響については、広く捉えたいうで対策を講じていく必要がある。
- 現在、本県では地震被害からの復旧・復興を一日も早く成し遂げるため、全力で取り組んでいる。早急に「稼げる農林水産業」の実現に向けた歩みを取り戻し、意欲ある経営者の所得増大や農林水産業・農山漁村の多面的機能を維持・発揮させるための施策の推進に取り組み、本県の豊かな農林水産業、農山漁村に対してTPPによるマイナスの影響が出ないよう対応する必要がある。
- 政府におかれては、意欲ある経営者や農山漁村地域の不安を払拭し、将来の確かな展望を持てるよう、TPPに対して、上記の点に留意したうで万全の対策を講じていただきたい。

稼げる農林水産業の実現に向けて

【農林水産省】

提案・要望事項

本県が平成28年熊本地震による被害を克服し、稼げる農林水産業の実現に向けた歩みを取り戻すため、国による支援策や関連事業の十分な予算措置及び重点配分をお願いしたい。

1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

- ①「強い農業づくり交付金」、「畜産クラスター事業」、「産地パワーアップ事業」、「経営体育成支援事業」、「農業農村整備事業」等の十分な予算確保と重点配分
- ②新たな米政策の実現に向けた支援の強化・充実
- ③輸出拡大や6次産業化などの取組みへの支援強化

2 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

- ①森林集約化による施業の効率化や林内路網の整備等、森林整備の推進に向けた総合的支援
- ②木材の利用促進や森林整備に必要な「次世代林業基盤づくり交付金」等の関連事業の十分な予算確保と重点配分

3 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

- ①プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業の予算措置
- ②新規就業者支援制度の充実・強化

4 災害等に強い農林水産業の確立

- ①災害等に強い生産基盤や体制を整備するための十分な予算措置と重点配分
- ②農業共済制度の充実・強化
- ③現在検討中の収入保険制度を含めた経営安定対策の充実・強化

【現状・課題等】

1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

地震からの早期の復旧・復興を果たし、稼げる農業の実現に向けた歩みを取り戻すため、「強い農業づくり交付金」、「畜産クラスター事業」、「産地パワーアップ事業」、「経営体育成支援事業」、「農業農村整備事業」等、競争力の強化に資する事業について、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

特に、平成28年度当初の農業農村整備関係予算は、平成27年度補正と合わせて、平成27年度当初比1,000億円の増となっているものの、平成22年度の大規模削減前と比べると、未だ8割程度にとどまっているため、当初予算での必要額確保と不足を補う補正予算措置が必要である。

また、米政策の見直しに産地が円滑に対応できるよう産地別のきめ細かな需要実績等の情報提供を行うとともに、豊作時の過剰米対策を含めた実効性のある需給調整の仕組みが必要である。さらに、WCS用稲・飼料用米・米粉用米に対する助成制度の継続的な運用と十分な予算確保をお願いしたい。

農林水産物等の更なる輸出拡大に向け、対策事業の弾力的な運用、積極的なPRや情報収集・提供を行うとともに、輸出相手国に対して過剰な規制を行わないよう働きかけるなどの総合的な支援と、農林漁業者が主体となる6次産業化についての更なる支援をお願いしたい。

2 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

県内の人工林の約6割が本格的な利用期を迎え、木材輸出などの新たな需要が高まる中、林業者の所得向上や山村の活性化を図るためには、森林を集約化し、林業機械の導入等による施業の効率化を進めるとともに、生産基盤としての道路網の整備を進める必要がある。今後、意欲ある担い手等への森林の集積・集約化を加速化するためには、所有者の意識醸成やメリット措置などの総合的支援が必要不可欠である。また、公共施設の木造化については、民間施設への普及を一層図るためにも、その整備に新技術・新工法（CLT等）を活用する際の補助率の嵩上げや「次世代林業基盤づくり交付金」における木造公共施設整備の補助対象の緩和など、制度の改善をお願いしたい。

さらに、川上から川下まで連携した木材のサプライチェーンの構築に向けて、「次世代林業基盤づくり交付金」等の十分な予算確保と重点配分、及び森林整備関連事業の安定的な財源確保をお願いしたい。

3 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化、近年の燃油価格高騰など、水産業を取り巻く厳しい環境の中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」の策定と、プランに掲げる取組みを着実に推進するため、関連事業の十分な予算確保と重点配分が必要である。

漁業の新規就業者確保対策として、経営開始後の不安定な時期に利用できる給付制度の創設が必要である。また、研修期間中を対象に給付金を支給する「新規漁業就業者総合支援事業」については、本県に多い親元就業についても対象とするよう制度の見直しが必要である。

4 災害等に強い農林水産業の確立

地震、台風、大雪など、災害による被害は生産意欲の減退だけではなく、農林水産業が持つ多面的機能も低下させる。災害による影響を可能な限り小さくするため、低コスト耐候性ハウスなどの災害に強い施設整備を加速化するための「強い農業づくり交付金」、阿蘇中岳等の噴火に係る「防災営農施設整備計画」に基づく園芸施設等の整備対策、山地災害から県民の生命・財産を守る治山事業などについて、十分な予算確保と重点配分が必要である。

また、農業災害対策の基本として極めて重要な役割を担う農業共済制度は、加入率が低いなどの原因から、経営の安定・生産力の発展に結びついていない状況があるため、農業者が活用しやすく納得が得られる制度とする必要がある。

併せて、農業者の農業共済への加入促進等を図るため、取組みの主体となる農業共済組合の事務費国庫負担金の増額などの支援の充実が必要である。

さらに、現在検討中の収入保険制度については、多様な経営体を対象とし、農家経営安定のためのセーフティネットとして十分な役割を果たすような制度設計を行うなど、経営安定対策の充実・強化が必要である。

未来を拓くくまもと農林水産業の展開と農山漁村の活性化

【総務省、農林水産省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震による被害を克服し、将来の展望を持って農林水産業の構造改革や体質強化に取り組むとともに、地域の基幹産業である農林水産業を基軸とした農山漁村の活性化を推進するため、国の支援策の充実・強化、並びに十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

- 1 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開
 - ①農地集積と一体的に実施する大区画化に必要な基盤整備の予算確保と重点配分
 - ②国による農地中間管理機構事業に対する安定的な財政支援
- 2 ICT（情報通信技術）等を活用した次世代型施設園芸の推進
 - 次世代型施設園芸の普及促進のための支援策の充実と予算確保
- 3 オリンピック・パラリンピックにおける本県農林水産物の積極的な活用
 - ①県独自の認証制度等で認められた安全安心な県産農林水産物等の優先的な調達
 - ②和のおもてなしの一環として、いぐさや県産木材の積極的なPR
- 4 森林吸収源対策の推進
 - ①森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税）の早期導入
 - ②地方が実施する森林吸収源対策に対する地方財政措置の継続的な実施
- 5 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
 - 農業の多面的機能の発揮と、持続可能な農村の実現のため、日本型直接支払制度の十分な予算確保と弾力的な運用
- 6 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
 - 中山間地域等で実施する小規模基盤整備や農地等の維持活動への支援の充実

【現状・課題等】

1 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開

本県では、農地集積と一体的に農地の大区画化等の基盤整備を推進し、生産コストの削減や生産性の飛躍的な向上を目指していることから、農業競争力強化基盤整備事業をはじめとする農地集積と一体的に実施する基盤整備に対する十分な予算措置をお願いしたい。

また、農地中間管理機構の運営等に必要な経費について、国は制度発足当初から、事業計画の7割を県へ定額で助成し、地方が経費節減を行い、この額（7割相当）の範囲内で取り組めば、実質負担が無い形で実施できる制度としていた。しかし、「平成29年度から、都道府県に対して事業費（実績）の3割負担を求めることを検討中」との説明があつている。県としては、機構への職員派遣、本庁や出先機関における機構業務の実施など、相当額の人件費等を負担している実情等を踏まえ、事業推進に必要な経費については、引き続き国で責任を持って所要額全額を確保して頂きたい。

2 ICT（情報通信技術）等を活用した次世代型施設園芸の推進

全国一の施設園芸県として、次世代型施設園芸を構築するべく、本県に普及定着が進んでいる低コスト耐候性ハウスに適合するICTを活用した高度な環境制御システムの開発に向け、試験研究機関や農家、関係団体、民間企業が連携して取り組んでいる。すでに、トマト等において、ICTを活用したデータ収集やハウス管理が始まっており、今後は収量・品質向上に加え、担い手育成など多様な

分野での活用が見込まれる。については、高度な環境制御システムを有した次世代園芸を確立するため、高度環境制御ができるハウス施設整備の普及・定着のための支援策の強化と十分な予算の確保ならびに本県への重点配分をお願いしたい。

3 オリンピック・パラリンピックにおける本県農林水産物の積極的な活用

2020年（平成32年）に日本で開催が予定されているオリンピック・パラリンピックにおいては、国産農林水産物に対する食材需要の高まりが期待されるが、食材調達基準がまだ不透明である。国においては、早期に食材調達基準を提示するとともに、GAP等の認証取得が必要であれば、その認証取得を支援していただく必要がある。さらに、本県においても安全安心や環境に配慮した独自認証制度「熊本型特別栽培農産物（有作くん）」の取組みが進んでいることから、これら地域独自の認証制度を食材調達基準として位置付けていただくよう配慮をお願いしたい。

加えて、日本の和の文化を国際社会にPRする絶好の機会であり、新たな需要創出、輸出拡大が期待できるため、選手村や競技会場等において、県産の木材や畳表の積極的な活用をお願いしたい。

4 森林吸収源対策の推進

我が国の温室効果ガスの削減目標については、2030年度に26%減（2013年度比）とする約束草案を提出している。目標達成のためには、適切な森林整備等により、森林吸収量の確保（2030年度に2%減相当量）を図る必要がある。本県では、森林環境保全整備事業等を活用し、森林吸収源対策に資する森林整備を積極的に推進してきたが、地域からの要望額が国の予算額を上回り、財源が不足している状況である。については、森林吸収源対策等の加速化を図るため、森林環境税（仮称）の早期導入をお願いしたい。なお、地方が主体的に実施する森林吸収源対策に対して措置されている地方財政措置については、平成29年度以降においても継続的な実施をお願いしたい。

5 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援

日本型直接支払制度は、多面的機能の維持・発揮はもとより、中山間地域等の農業・農村への支援の根幹をなす取組みである。特に、多面的機能支払交付金は、農地や農業施設の補修・更新等、地域ぐるみの活動に活用しており、地域の絆の再生にも寄与している。しかし、国の平成28年度予算額は、前年度並みにとどまっており、本県への割当は、市町村の要望額を下回っている。この取組みを更に発展させ、地方創生に結び付けることができるよう、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、地域住民の自主性に基づいた自由度の高い活動が展開できるよう、共同活動を前提とした畦塗機、乾燥施設の購入など、使徒が認められていない活動に対しても、一定割合を使えるようにするなど、ニーズを踏まえた弾力的な運用が必要である。さらに、日本型直接支払に係る事務処理に必要な推進交付金について、十分な予算確保と適切な配分をお願いしたい。

6 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実

美しい農村景観や豊かな地下水などの地域資源を未来へ引き継ぎ、多面的機能の維持・発揮を持続可能なものとするためには、農地や農業水利施設などの生産基盤をしっかりと維持し、農業生産を継続することが不可欠である。そのため、中山間地域において必要な小規模の生産基盤整備を計画的に進めるための生産者負担の軽減や地域の農業者が自ら取り組む農地・農業水利施設等の維持・保全活動等への支援の充実等、以下の対策を実施していただきたい。

- 「中山間地域総合整備事業」における促進費の新たな制度創設、もしくは「農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）」の促進費の要件緩和
- 未整備農地の整備推進のため、「農地耕作条件改善事業」の予算確保と併せて、同事業の中山間地型の創設、中山間地域に応じた石積補修、耕作道整備など事業メニューの追加

中小・小規模企業等への支援の強化について

【経済産業省】

提案・要望事項

「平成28年熊本地震」は、本県産業に甚大な被害をもたらした。今後、本県経済の復興を進めるためには、地域企業の大半を占め、地域の経済を支え雇用の受け皿となっている中小・小規模企業の活力を維持・発展させていくことが極めて重要である。このため、小規模企業等の創業、事業承継、販路拡大、生産性向上の支援や、経営支援体制等の充実・強化に向け、次の措置を講じていただきたい。

- 1 「産業競争力強化法」に基づき市町村が策定した「創業支援事業計画」が着実に実施されるよう市町村等への支援を強化するとともに、「事業引き継ぎ支援センター」において、小規模企業に対する事業承継対策のきめ細かな情報提供や意識付けなどの取組を強化していただきたい。
- 2 震災により減少した中小・小規模企業の売上を回復させるため、販路拡大支援を強化していただきたい。
- 3 中小・小規模企業の実産性向上を促し、多様で活力ある成長発展を支援するため、今般成立した「中小企業等経営強化法」の早期施行と、同法に基づく「経営力向上計画」の認定推進を図っていただきたい。
- 4 商工会・商工会議所が、震災からの復興に向け小規模企業の経営課題に応じたきめ細かな支援が行えるよう、「経営発達支援計画」の認定をさらに進めるとともに、計画の着実な実施のために、商工会等に対する支援を強化していただきたい。

【現状・課題等】

- 経営者の能力や意欲に依存する割合が高い中小企業にとって、人口減少・少子高齢化の進展や人手不足は、業績の悪化や廃業に直結する課題である。また、企業の減少は、雇用の喪失等地域活力の減衰に繋がる懸念が大きく、地方創生の隘路となる可能性がある。
- 「平成28年熊本地震」の影響により、この傾向に拍車がかかり、これまでも増して廃業の増加が懸念される状況にある。
- こうした流れを断ち切る上で、地域の実情を最も熟知した市町村による創業支援機能の充実や、小規模企業の事業承継支援を円滑に進めることが必要である。
- 震災の影響を受けた中小・小規模企業の売上を回復させるため、新たな市場への参入等販路拡大に取り組む事業者の支援を行う必要がある。
- また、経営資源に余裕がなく、経営革新等新たな事業に踏み出せない小規模企業等に対し、生産性の向上を後押しすることで本業の成長を促し、地域企業全体の底上げを図る必要がある。
- さらに、商工会・商工会議所が、震災からの地域経済の復興に向け、地域の小規模企業の経営課題に応じた伴走型支援を的確に進めていくためには、「経営発達支援計画」の認定を推進するとともに、計画を着実に実施するための、継続的・総合的な国の支援が必要である。

再生可能エネルギー導入促進のための 小水力発電や地熱・温泉熱発電の系統への優先接続について

【経済産業省】

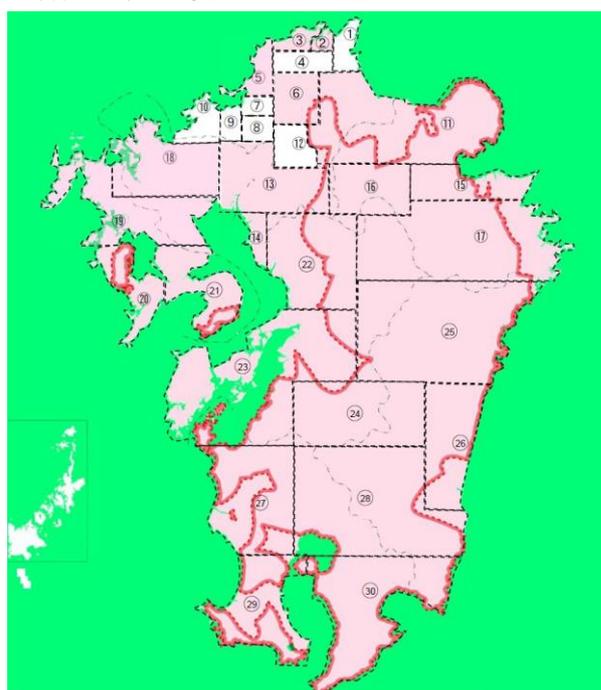
提案・要望事項

送電線等の容量不足が特に厳しい状況となっている九州において、再生可能エネルギーの導入促進を図るために、小水力発電等ベースロード電源で、かつ、小規模の発電事業（200kW程度）については、政策的な観点から、大規模案件とは別枠で系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。

【現状・課題等】

- 平成24年7月の固定価格買取制度の導入後、太陽光発電の導入が急速に進んだことにより、平成26年9月、九州電力管内で系統接続の回答保留問題が発生。その後、平成27年2月には回答が再開され、全国的な問題として同制度の見直しも行われている。
- しかし、送電線等の容量不足は解消されたわけではなく、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を今後さらに進めるためには、増強に多額の資金と長期の工事期間を要すると認識している。
- 特に九州は、容量不足が厳しい状況となっており、電力会社から上位系統対策に多額の負担金と長期の工事期間が提示されるなど、再エネの導入に取り組んでいる地場の再エネ事業者は、事業実施の見通しを立てられない状況である。
- 熊本県では、地域の恵まれた水力や地熱資源を最大限生かした再エネの導入を目指している。現在、人口減少・過疎化等の地域課題に対し、県を挙げて地方創生に取り組んでおり、地場の再エネ事業者の小水力発電や地熱・温泉熱発電等の導入を通じた地域の活性化を進めている。
- しかし、再エネのポテンシャルが高い地域ほど上位系統も含めた対策が必要になっており、導入促進の大きな障害になっている。
- 再エネを生かした地方創生の実現のためには、送電線等の計画的な増強はもちろんのこと、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業（200kW程度）については、低圧（50kW未満）案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行う必要がある。

【参考】九州電力管内の発電機連系制約マップ
平成28年5月現在 ※九州電力ホームページより



- 電力系統分割エリア
- 容量面で制約が発生している地域
- 工事費負担金の確定に向けた調整を実施している地域

地域のニーズに応じた産業人材の確保・育成について

【文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域の産業人材の育成・確保に取り組む行政や各団体等への財政支援をお願いしたい。
- 2 児童生徒の就労観・職業観を醸成するキャリア教育及びものづくりへの興味や重要性に関する啓発事業の充実など産業人材育成につながる取組みへの支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 人材育成

本県の工業界で中小企業が占める割合は、事業所数で97.9%、従業員数で64.3%、製造品出荷額で54.3%と大きく、中小企業が地域の経済やものづくり産業を支えている（平成26年熊本県工業統計調査結果）。

このため、県としても、中小企業における製造現場の人材育成の重要性を認識し、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「産業ニーズに応じた人材の育成・確保」に取り組むこととするなど、人材育成支援を明確にしている。

特に、製造現場を支援する取組みとしては、社内の技術指導・教育訓練に外部指導者を派遣する小規模事業者ものづくり人材育成事業に加え、県立技術短期大学校における実践的技術者に必要な基盤技術の修得支援、在職者訓練による技術者のスキルアップ支援を実施している。

一方、建築大工やコンクリート施工などの地域産業に密着した人材育成については、県立高等技術専門校や民間の認定職業訓練校での各種訓練のほか、業界全体にわたる人材不足に伴う技能継承に対する懸念から、各技能団体や事業者が独自に、「技能士」育成や技能競技大会への参加等を通じて地道に取り組んでいる。しかしながら、人材育成には時間がかかることや、小規模事業者にとっては、こうした人材育成に係る経費への負担には余裕がなく、今後の人材育成に対する取組みが危ぶまれている。

2 人材確保

教育委員会、産業界や地域等と連携し、地域産業への理解と児童生徒の就労観・職業観を育み、醸成する取組みを行っている。中でも、ものづくり分野においては、若年層のものづくり離れや高校生の県外流出等による人材不足、技能の継承が懸念されていることから、地域の技能士等による講話や職業体験に取り組んでいる。

今後、日本を支える人材である児童生徒に対して、小中学校における普遍的なカリキュラムとしてもものづくり学習を更に充実するなど、就労観・職業観を早期から醸成していくキャリア教育の強化が重要となっている。併せて、高校生に対しても、インターンシップ、職場体験などの職業教育を充実させるため、カリキュラムへの位置づけを明確にすることが重要である。

また、技能五輪への参加や県技能士会連合会等による技能祭の開催等を通して、技能の魅力を伝え、ものづくり離れの解消を図る取組みを行っているが、将来の人材確保に向け、ものづくりへの興味や重要性の理解を促すための更なる取組みが必要となっている。

地域の建設産業における人材確保・育成について

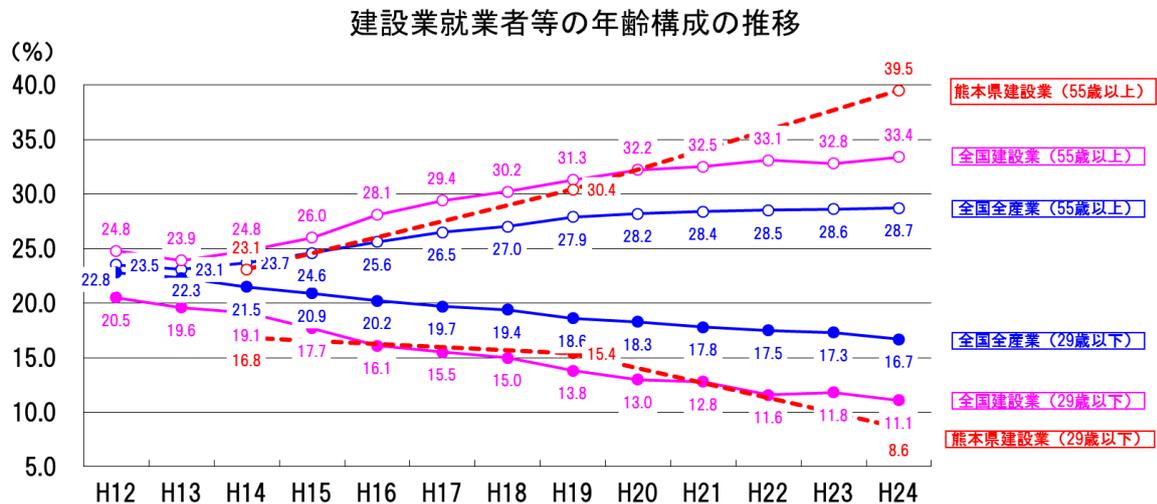
【内閣府、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望事項

現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工等、さらには、熊本地震においても地域の安全・安心の担い手となった地域の建設産業における人材確保・育成に必要な財政支援及び技術検定の制度改正をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県の建設業従事者は、平成13年から平成24年にかけて約25%減少している。
また、その年齢構成は、55歳以上が39.5%、29歳以下が8.6%と全国に比べ高齢化が進行しており、さらに熊本地震の影響で工事量が増加し、技術者、技能者の需要が高まることから建設産業の担い手確保・育成が喫緊の課題となっている。



【財政支援の内容】

- 若年の技能者の入職に対する支援
若年者の技能者入職促進のため、現在、認定訓練受講時間分しか支給されていない厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」及び「キャリア形成促進助成金」の支援の拡充。
- 若年の技術者、技能者の資格取得や研修受講に対する支援
資格取得による定着促進を図るため、施工管理技士や技能士の建設産業に必要な資格取得への支援。
- 新卒者の確保対策に対する支援
新卒者を確保するため、企業が行う給料や賃金の処遇改善等に必要な経費への支援。

【制度改正の内容】

- 現在高校生（指定学科卒）が卒業してから主任技術者となるために最短3年、監理技術者となるために最短7年の実務経験が必要となっているが、早期の資格取得により、職への定着を図るために実務経験の要件緩和。
- 技術検定の試験地（2級土木・学科を除く。）が九州では福岡県と鹿児島県にしかないため、熊本県においても実施。

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援について

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇くまもと空港について、国際線の定期路線の新規就航等が相次ぎ、特に国際線の航空機を駐機するスポットが不足する状態になっているため、平成28年度予算で調査・設計費が計上されたエプロンの拡張について、出来る限り早期に完成するよう御配慮いただきたい。
- 2 阿蘇くまもと空港及び熊本港・八代港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、急増するアジア等からの来客及び貨物に対し迅速かつ適切に対応するため、充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草エアラインについて、地域航空ネットワークの安定的な確保のため、各種支援制度の創設・拡充を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、アジア地域との交流拡大を図り、また、阿蘇くまもと空港の拠点性を高めるため、国内・国際路線の新規開設・増便に積極的に取り組んでおり、その成果として、国内線では一昨年から国内LCCが新規就航し、国際線では昨年より台湾・高雄線と香港線の定期便が新規就航した。
それにより、現在ある6つの民航機用スポットが、時間帯によっては空きが無い状態になり、新規就航に係るダイヤ調整に支障が生じている状況等を受けて、平成28年度の国土交通省関係予算において、エプロン拡張の調査・設計費を計上していただいたところである。
熊本地震発生後は、国内線の一部の便が欠航し、国際線全路線が運休していたが、国内線は6月2日から全ての便の運航が再開され、国際線も今後再開する見込みであり、県としては、熊本の創造的復興に繋げるため、今後も更なる国内・国際路線の誘致に取り組んでいくことから、課題解消のために、出来る限り早期にエプロン拡張の工事を完了していただく必要がある。
- 2 阿蘇くまもと空港の国際線は、地震発生後、全ての路線が運休となったものの、6月3日から台湾・高雄線が再開し、ソウル線・香港線についても秋以降再開する見込みである。2020年東京オリンピック・パラリンピックや2019年に本県で開催される女子ハンドボール世界大会などのイベント開催を控え、外国人旅客は今後増加していくことが予想され、円滑な出入国手続きの実現のためには、人員の増員などの対応が必要である。
そのため、海上貨物の増加やクルーズ船の寄港の大幅増が見込まれる熊本港・八代港も含め、C I Q体制の充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草地域は、県の中心である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど地理的状況は離島部と類似している。平成12年に就航を開始した天草エアラインは、天草地域の唯一の高速交通機関として、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして必要な存在である。昨年度、新機材（ATR42-600）への機材更新を行い、本年2月から就航を開始したところであるが、機材の最大離陸重量が増加したことにより空港使用料が増大し、さらに熊本地震の影響による利用者数の低迷により、依然として経営環境は厳しい状況である。
そのため、地域航空ネットワークを安定的に確保するためには、公租公課の更なる減免やその基準の見直しなど支援制度の創設・拡充が必要である。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の 国際的なスポーツ大会の推進について

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 2020 東京オリンピック・パラリンピックの前年である 2019 年には、2019 女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップ 2019 の本県での開催が決定している。熊本地震からの復興のシンボルとしてこれらの国際的なスポーツ大会を成功に導くため、ハード・ソフト両面において地方交付税の拡充、スポーツ振興くじ (toto) の助成など、積極的な財政支援をお願いしたい。
- 2 ラグビーワールドカップ 2019 については、各開催都市に対して分担金の出捐や職員派遣が求められている。開催自治体、特に被災した本県の負担軽減のため、特別交付税等による財政措置の更なる拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県においては、2020 東京オリンピック・パラリンピックの前年である 2019 年に、2019 女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップ 2019 の開催が決定している。これらのプレ大会やテストマッチを含め、今後熊本には過去に例のない国際スポーツイベントイヤーが訪れる。

このような中、この4月熊本地震が発生し、県内は甚大な被害に見舞われた。被災された方々を含め、大きな災害を受けた県民全体が夢や希望を持ち、生きる力を育むためには、これらの大会の成功が不可欠である。

大会を成功させるためには、大会のレギュレーションに合わせた施設整備やプロモーションのほか、語学ボランティアの育成、施設内誘導表示の設置・無料無線LAN設備の設置といった外国人観光客の受入環境整備が欠かせない。ソフト・ハード両面にわたる幅広い対応が必要となり、多額の財政負担が見込まれる。これらの取組みを大会まで着実に実施していくため、地方交付税の拡充、スポーツ振興くじ (toto) の助成など、地方での国際大会開催のための支援をお願いしたい。

なお、本県は畳表となるイグサの生産地として、日本の生活様式を支える一端を担っている。今後行われる、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なスポーツ大会において、畳をはじめとした国産イグサ製品の積極的な導入・利活用をお願いしたい。

- 2 ラグビーワールドカップ 2019 については、既に (公財) ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から各開催都市に対する要求に応じて分担金の出捐や職員の派遣を行っている。

開催自治体、特に被災した本県の負担軽減のため、特別交付税等による財政措置の更なる拡充をお願いしたい。

海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる八代港の整備促進について

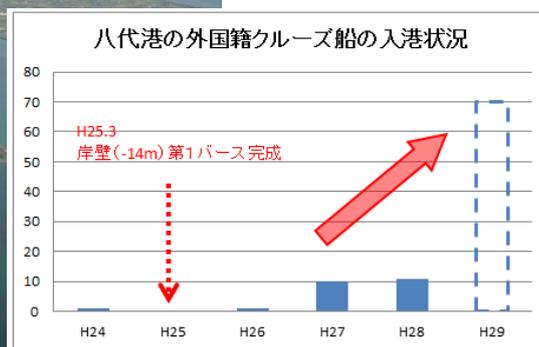
【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域の活性化・活力維持を目的として物流機能強化を推進するため、県内最大の物流機能を持つ八代港の更なる機能強化に必要な水深14m岸壁関連港湾施設の整備を着実に促進していただきたい。
- 2 国の掲げる2020年訪日クルーズ船客500万人に向け、また、熊本地震からの復興のシンボルにもなる来年の70隻以上の寄港実現に向け、八代港におけるクルーズ船の受入環境改善のための支援をしていただきたい。
- 3 今般の熊本地震を踏まえ、災害時の支援活動の拠点となる港湾としての機能を果たせるよう耐震強化岸壁の整備を進めていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 八代港は県内最大の物流機能を持っており、九州の経済・産業活動に大きな役割を果たすアジアに向けた物流拠点であり、本県では、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の高速交通網と連携し、大型ガントリークレーンを整備するなど、港の更なる利便性向上に取り組んでいる。
また、八代市を中心とした県南地域のポテンシャルを生かした産業集積に向けて「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、八代港を活用した輸出の拡大に向けた様々な取組みを推進している。
これらの取組みを推進するためには、港湾施設の整備による物流機能の更なる強化が必要であり、引き続き水深14m航路の早期完成を図ることが極めて重要である。
- 2 八代港は、近年の外国クルーズ船の大型化に対し、九州有数の大水深の既存ストック（-14m岸壁、泊地）を有しており、また、成長著しいアジアに近接しているという地理的優位性もあるため、近年、外国クルーズ船の寄港が急増している。今後、新たなヒトの流れとなるアジアからの外国人客数を増加させ、地域への経済効果の更なる拡大を図るとともに熊本地震からの復興のシンボルとなる来年のクルーズ船70隻以上の寄港実現のためには、水深10m岸壁における受入環境整備が必要である。
また、現在、クルーズ船寄港時の入国審査等に多大な時間を要しているため、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の強化が必要である。
- 3 震災等の災害時に支援活動の拠点となる港湾としての機能が果たせるよう耐震強化岸壁の整備を進めていただきたい。



海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる熊本港の整備促進について

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港において、取扱貨物量の増加などのストック効果を重視して、船舶の安全確保及び港内静穏度確保に向け、水深7.5m航路及び防波堤の整備を国直轄事業により着実に促進していただきたい。
- 2 土砂等の堆積が著しい本港においては、航路・泊地の水深確保に必要な予算を安定的に確保していただきたい。
- 3 今般の熊本地震を踏まえ、災害時の支援活動の拠点となる港湾として機能が果たせるよう耐震強化岸壁の整備を進めていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、政令指定都市に移行した熊本市を含む熊本都市圏の物流機能の強化を図るため、熊本港の整備が重要な課題となっている。

平成24年10月にはガントリークレーンが完成し、取扱貨物量が順調に伸びているところであり、今後も引き続き官民一体となったポートセールス活動を積極的に展開し熊本港の利活用を促進していくこととしている。

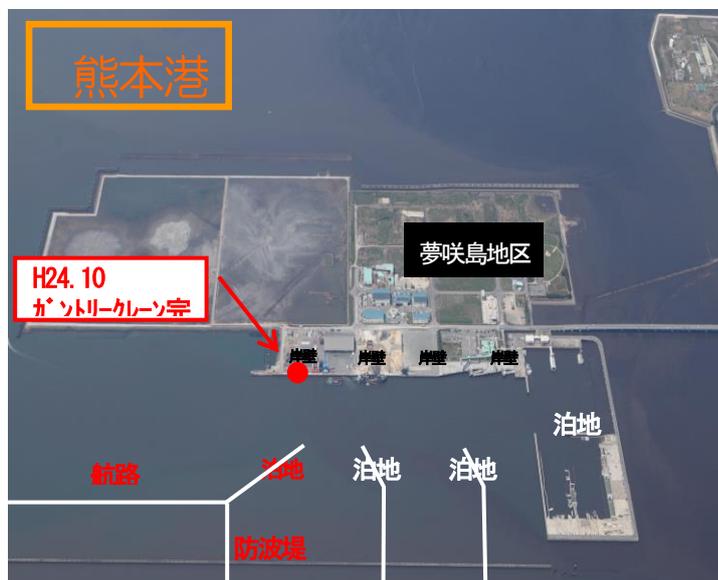
また、人流機能としては、長崎県と熊本県とをフェリーで結ぶ海陸交通の結節点として、さらに、平成26年度は外国船籍のクルーズ船が初寄港するなど、熊本都市圏を中心とした県経済への効果が期待されている。

これらの取組みを推進するためには、入港船舶の安全及び港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要があり、国により整備が進められている水深7.5m航路及び防波堤の整備が必要である。

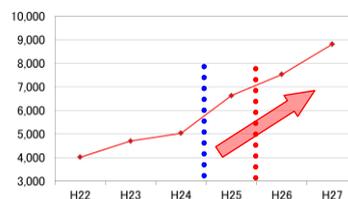
- 2 白川・緑川に挟まれた本港は、有明海特有の閉鎖性等により河川からの土砂の堆積作用が著しい。そのため、航路・泊地の水深確保に多額の費用を要することから、必要な予算の確保及び交付金事業の採択要件の緩和を図っていただきたい。

これらの取組みは、平成28年熊本地震からの復興のためにも必要な事業である。

- 3 震災等の災害時に支援活動の拠点となる港湾としての機能が果たせるよう耐震強化岸壁の整備を進めていただきたい。



熊本港コンテナ取扱量 (TEU)



H24.10 ガントリークレーン完成
H25.9 岸壁(-7.5m)完成



熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実について

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、子供の健やかな育ちと子育てを支えるために、多子世帯への子育て支援や病児保育への支援などの取組みを行っている。少子化対策を進め、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりを実現するために、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 多子世帯に対する保育料軽減措置のさらなる拡充
- ② 全国統一的な子供の医療費助成制度の創設
- ③ 元気な高齢者が地域子育て支援拠点等で活躍できる制度の創設

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保 教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量的拡充、職員の処遇改善や療育支援などの質の改善を行うための財源確保

【現状・課題等】

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 国による多子世帯を対象とした保育料の軽減措置は、平成 28 年度から拡充されたものの、認可保育所に同時に入所していることが要件から撤廃されたのは年収約 360 万円未満の世帯であり、また、対象となる施設に認可外保育施設が含まれていない。

少子化対策は喫緊の課題であることから、子育てに係る経済的負担を少なくするためには、同時入所要件の完全撤廃と対象施設の拡大が必要である。

- ② 子供に対する医療費助成については、現状では各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているが、自治体間で子供が受けられる助成内容に差が生じないように、国において子供の医療費助成制度の創設が必要である。

- ③ 家庭や地域での子育て力の低下が進行する中、子育てに対する不安感や孤立感をもった子育て世帯が増加している。一方で地域には元気な高齢者も多数存在しており、元気な高齢者が地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等で活躍し、子供の健やかな育ちに資するよう、保育所における入所児童処遇特別加算と同様の制度を創設するなどの支援が必要である。

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、「量の拡充」と、保育士等の処遇改善、保育士の職員配置基準の改善などの「質の改善」との両方を実現するためには1兆円超の財源が必要とされている。量の拡大に不可欠な人材確保のためにも、財源について、国において責任を持って確保することが重要である。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で行うこととされている子育て支援の充実のための財源についても、国において責任を持って確保することが重要である。

夢を叶える教育の推進に向けた環境整備について

【文部科学省】

提案・要望事項

- 1 時代の変化に対応した新しい教育に取り組み学校が抱える喫緊の課題に対応するための、定数改善計画の策定、実現をお願いしたい。
また、特別支援教育の充実や複式学級を有する学校への支援のための加配を拡充するとともに、少人数指導に係る加配である「指導方法工夫改善加配」について、更なる充実をお願いしたい。
- 2 被災した児童生徒の心のケアや、いじめ等の未然防止及び解消に向け、学校等のニーズが高い「スクールカウンセラー活用事業」とともに、児童生徒の生活環境改善に向け、今後、ニーズが高まる「スクールソーシャルワーカー活用事業」等について、本県の実情に応じた財源の確保を引き続きお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 平成23年度に、小学校1年生に係る国の学級編制基準が35人となった。その後小学校2年生については加配措置が実施されたが、標準法改正や定数改善は実施されず、平成28年度は、525人の改善にとどまった。

本県では、小学校2年生についても35人学級編制を継続して教員の追加配置を行うとともに、小学校3年生以上は、「指導方法工夫改善加配」を活用したきめ細やかな指導を行っている。

一方、本県では複式学級を含む小規模校を多数有しているとともに、特別支援学級の学級数が年々増加しており、教職員の増を望む声が上がっている。さらに充実した指導ができるようにするためには、複式学級及び特別支援学級の学級編制の標準の引下げが必要である。

【参考】特別支援学級数の推移 (単位：クラス)

	H17	…	H21	…	H26	H27	H28
小学校	422		577		792	836	867
中学校	172		245		338	352	375
合計	594		822		1130	1188	1242

(H28は見込み)

- 2 スクールカウンセラーの配置は、被災した児童生徒の心のケアや、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、「いじめ防止対策推進法」の施行により、ニーズも高い。また、被災した児童生徒の生活環境の改善についても喫緊の課題であり、それに関わる心理・福祉の専門家のニーズは高まっていることから、「スクールソーシャルワーカー活用事業」等について規模を拡大する必要がある。については、本県事業の円滑な実施のために、十分な予算を確保していただきたい。

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策について

【厚生労働省】

提案・要望事項

- 1 生活困窮者自立支援法で自治体の任意事業とされた生活困窮世帯等の子供に対する学習支援を行う事業について、国が4分の3を負担する必須事業としていただくとともに事業費の拡充をお願いしたい。
- 2 貧困の連鎖を教育で断ち切るため、生活保護世帯から大学へ進学する際の給付型の生活支援制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯等の子供が希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要である。今年4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮世帯等の子供に対する塾などの学習支援を行う事業について、自治体の任意事業(国負担2分の1)とされたが、生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業と同様の国庫負担4分の3の事業として位置付ける必要がある。
- 2 全国の大学等進学率が56.7% (H26 学校基本調査) であるのに対し、本県の生活保護世帯からの大学等への進学率は15.8% (本県生活保護統計) にとどまっている。進学によって強固な経済基盤と職業キャリアを確立し、貧困の連鎖を教育で断ち切り、出身世帯が生活保護から自立できるようにするためには、安定した就学環境の確保とともに、就労後の安定した生活基盤を確立することが急務であり、大学等での就学の際の生活費について、給付型の支援を行い、就学・就労・生活面での支援を行う必要がある。

長寿で安心して暮らせる施策の充実について

【厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長寿を楽しむ社会づくりを進めており、これらの取組みを更に進め、深めるため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用に関する制度の見直し
 - ② 医師の地域偏在の改善に関する施策の充実
 - ③ 介護従事者の処遇改善に関する施策の充実
 - ④ 中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援や医療・介護従事者の人件費に上乘せする手当の創設
 - ⑤ 地域密着型サービス事業所の整備に関する支援策の充実
- 2 認知症施策の更なる充実
 - ① 診療所型認知症疾患医療センターの連携機能等の充実
 - ② 若年性認知症者の受入れ事業所の拡大に向けた支援制度の創設
 - ③ 認知症情報連携ツールの普及促進

【現状・課題等】

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金について、平成 29 年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者等の確保、施設整備等に支障がないよう所要額の確保が必要である。

特に、介護施設等整備分については、第 6 期介護保険事業支援計画に基づく施設整備数の増加や、地域医療構想を踏まえた介護療養型医療施設等の転換促進等が見込まれるため、少なくともこれらの基盤整備等に対応可能な基金所要額の確保が必要である。

医療分については、各都道府県が必要とする事業費を確保する必要がある。また、国の配分方針として地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備を重点化するよう取組みがなされているが、在宅医療の推進、人材確保等も地域医療構想の達成に向け重要であることから、地域の実情に応じた柔軟な配分ができるよう、都道府県の裁量を高める必要がある。

さらに、当該基金の運用に関して、事業効果を早期に発揮させるためにも、前年度末、又は当年度早期の内示の実施や複数年に及ぶ事業について安定的に実施できるよう、現行の単年度計画策定の見直しが必要である。
 - ② 本県では、県内の医師数の 6 割が熊本医療圏に集中し、地域のほとんどの医療圏では人口 10 万人当たり医師数で全国平均を下回っており、医師の地域偏在及び地域での医師不足が顕著である。国において、初期臨床研修を終えた医師が、医師不足地域の医療機関に一定期間勤務することを義務付けるなどの法的な対応を講じる必要がある。
 - ③ 県内高齢者の半数以上が要介護認定率の高い 75 歳以上となっており、介護人材の安定的な確保が求められているが、介護従事者等の離職率が高く、人材確保のための処遇改善が必要である。平成 27 年度の介護報酬改定において、介護従事者処遇改善加算の充実が図られたが、引き続き、質の高い人材の安定的な確保及び定着のため、介護従事者の勤務環境等の向上に向けた処遇改善を講じる必要がある。

また、幅広い人材が介護の現場で働くことができるよう、元気な高齢者等を地域の介護施設等で受け入れる仕組みづくりや、外国人の就労環境整備として、EPAや技能実習制度に基づく受入れ体制の整備等が必要である。

- ④ 本県では、県独自に中山間地域の訪問看護ステーションの強化支援や中山間地域における地域包括ケアシステム構築の支援を行っているが、中山間地域では、移動等で採算性が悪く在宅医療を提供する医療機関や在宅サービスを提供する事業所の維持が困難であるため、設備整備や運営に要する経費への支援が必要である。

特に、過疎地域において介護サービスは主要産業の1つであり、在宅サービスを担う医療・介護従事者の人件費への上乘せ手当の創設など、事業所の経営安定化・体制強化は、サービス提供体制の確保に加え、地域の雇用創出という面で効果が期待できる。

- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、身近な地域で在宅における限界点を引き上げるために、小規模多機能型居宅介護（又は看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護）等の地域密着型サービスの普及が重要であるが、「介護事業経営実態調査」における収支差や従事者不足の問題により、公募しても応募がないなど計画どおりの整備ができているとは言い難い状況にある。

よって、これらの地域密着型サービス事業所の整備促進のため、医療介護総合確保基金による整備補助単価及び介護報酬の引き上げが必要である。

2 認知症施策の更なる拡充

- ① 本県では、平成27年4月に水俣・芦北地域において新たな類型である診療所型認知症疾患医療センターの指定を行ったが、診療所型センターが地域における認知症医療の中核となるためには、i) 受診者数増加への対応及び ii) 他の認知症疾患医療センターや行政等との連携機能の強化が必要であるため、隣接圏域の地域型認知症疾患医療センターからの専門スタッフの出向により対応している。このことから、例えば診療所型センター一カ所のみで2次医療圏全体をカバーさせる場合は、連携スタッフ等の配置についても補助対象とし、「地域型」に準じた補助額としていただきたい。

- ② 県内には1,000人程度の若年性認知症者がいると推計しているが、介護事業所においては若年性認知症者に対して「受入プログラムを実施していない」、「職員配置が難しい」等の課題から受入れが進んでいない(受入れは100人程度のみ)。

受入れ事業所数の拡大のため、全体の利用者のうち若年性認知症者の利用者が一定人数かつ一定割合以上(例えば3人以上かつ20%以上など)となる事業所に対して、専従の介護職員の配置経費について助成するとともに、若年性認知症者の嗜好分析や、プログラム調整、対応職員に対する個別の介護指導等に係る経費への支援が必要である。

- ③ 認知症の容態の変化に応じて、適時・適切な医療や介護のサービスを提供していくためには、認知症の方本人や家族、サービスを提供する医療や介護の様々な関係者の間で必要な情報を共有化する必要があることから、本県では平成24年度から情報連携ツール「火の国あんしん受診手帳」を開発し、試行運用してきた。また、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)においても、「医療・介護等の有機的な連携の推進」に資する施策として、情報連携ツールの利用を推進している。

今後、この取り組みを普及させていくためには、単にツールを開発し、様式を示すだけでは足りず、関係者間のネットワークづくり、施策誘導のインセンティブが必要である。

このため、各地域で情報連携ツールを用いた適時・適切な医療や介護のサービス提供を促進していくため、医療機関や介護事業所等が情報連携ツールに必要な情報を記載し、共有化することについて、診療報酬や介護報酬への算定することなどの財源措置が必要である。

治安基盤の整備充実について

【総務省、警察庁】

提案・要望事項

- 1 安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、警察官の増員による人的基盤の充実を図っていただきたい。
- 2 社会情勢や警察事象の変化に対応するため、必要な物的基盤の整備充実を図っていただきたい。

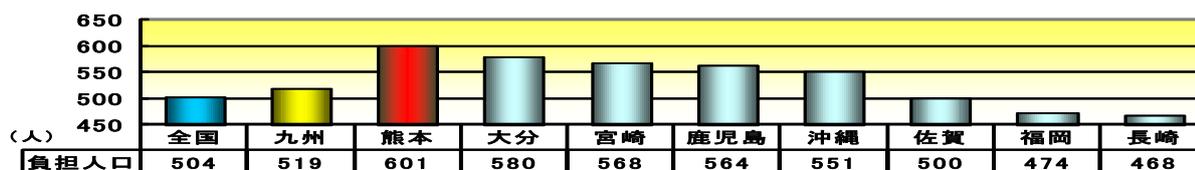
【現状・課題等】

1 本県の治安情勢は、ストーカー・DV等の人身安全関連事案や振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等が増加傾向にあるほか、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が高い水準で推移するなど、依然として厳しい情勢にある。また、本県では世界で躍動する海外戦略を展開しており、2019年のラグビーワールドカップ等国際スポーツ大会の熊本開催等を始め、海外からの交流人口や物流の増大に伴う犯罪の広域化・グローバル化が一層加速することが懸念されることである。

このような中、本県においては、本年度、13人の警察官の増員が認められたものの、いまだに、警察官一人当たりの負担人口（601人）は、九州内で最も高く、全国平均の504人はもとより九州各県平均の519人を大幅に上回るなど、現状の改善には至っていない。

安全で安心して暮らせる熊本の実現のためには、熊本地震に伴って壊れた地域コミュニティの中での各種トラブルの未然防止や自主防犯組織の再構築、震災復旧・復興事業に絡む犯罪等の取締りなど、新たな課題に既存の人員をシフトして即応しつつ、増加傾向にあるストーカー・DV等の人身安全関連事案や振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等への迅速・的確な対応、テロ等事態対処能力の強化等、治安情勢の変化に対処した治安対策を一層強化するため、警察官の増員による人的基盤の充実が急務である。

九州各県の警察官1人当たりの負担人口（※平成28年4月1日現在の警察官の政令定数に基づく）



注：地方警務官を除く、外国人住民を含んだ人口負担率として換算

2 社会情勢、治安情勢等の変化に対応しつつ、良好な治安を確保するためには、人的基盤の充実強化に加え、警察活動の拠点たる警察施設及び警察装備の増強・整備等が極めて重要である。特に、先に発生した熊本地震においては、警察学校を始めとする警察施設等も大きな被害を受けており、大規模災害時の防災拠点としての的確な初動対応を果たすためにも警察施設等の早期の整備、改修が求められているところである。

また、交通事故の被害から県民を守り、円滑な交通社会を実現していくためには、特定交通安全施設等整備事業の重点的かつ効果的な推進を始めとした物的基盤の整備充実が急務である。

- 警察装備等の整備充実
警察施設の整備、警察車両の増強、大規模災害発生時における対策資機材等の増強・整備
- 特定交通安全施設等整備事業の推進
社会資本整備重点計画に基づく事業の実施、交通情報提供インフラの整備、災害に強い交通安全施設等の整備

様々な人権問題の解決に向けた施策の推進について

【法務省】

提案・要望事項

国民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題を早期に解決するため、次のとおり、なお一層の人権施策の推進を図っていただきたい。

- 1 人権侵害による被害者の救済が図られるよう、実効性のある人権救済制度を早期に確立していただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、国において人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるために必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、その一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施している状況である。しかしながら、インターネットを利用した差別的な情報の流布や、同和地区の地名を一覧にした書籍の発行など、様々な人権に係る不当な差別その他の人権侵害事案に対応するためには、実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県及び県内市町村においては、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び各市町村基本計画を策定し、同計画に基づいて人権教育・啓発に係る施策を展開している。今後とも、県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある。そのため予算を確保する必要がある。

女性の社会参画の加速化について

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず、力を発揮できる社会づくりが必要である。

また、女性の社会参画の加速化は、人口減少などに伴う労働力不足を補うだけでなく、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力にもつながるものである。

女性の活躍促進には、安心して子供を育てられる環境づくりなど、その地域の実情に応じた様々な取組みが必要であるため、国の積極的な取組みに加え、新たな基金の創設等、地域が必要とする取組みを幅広く、継続的に支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、県内における事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合の目標を30%と掲げ、各種取組みを推進している。
- しかしながら、女性の社会参画を加速化していくためには、①男女の固定的役割分担意識の解消、②出産・育児が不利にならない女性の労働環境の整備、③女性の役員・管理職への登用促進などの課題に対する一層の取組みが必要である。
- こうした状況から、平成26年8月、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を発足し、平成27年2月には、都道府県としては初めてとなる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策・事業を進めている。また、平成27年9月に施行された女性活躍推進法に基づく「熊本県女性の活躍推進計画」を本年3月に策定し、更なる女性の活躍に向け取り組むこととしているので、継続的な国の財政支援をお願いしたい。
- 女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、企業や働く男性及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要であり、これは、地方だけではなく全国的な取組みが必要であることから、国において、現在の社会構造に見合った税・年金制度の構築や継続的に支援する制度の創設など、積極的に取り組んでいただきたい。

【取組みイメージ】

企業を変える取組み

- ・従業員のワークライフバランス(長時間労働の是正等)を重視
- ・女性の採用、管理職登用促進

女性・男性の意識を変える取組み

- ・女性: キャリア意識の向上
- ・男性: 働き方、家庭への関わり

社会環境を変える取組み

- ・子供を安心して育てる環境
- ・多様な担い手による子育て支援

社会を変える！

一億総活躍社会実現のための就職支援対策の充実について

【厚生労働省】

提案・要望事項

働く意思はあっても就職が困難な若年無業者及び障がい者の就職支援や高齢者の就業機会の確保について、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 若年無業者や障がい者に対し身近な地域で必要な支援ができるよう、支援拠点の充実と安定した運営費の確保
- 2 高齢者が生涯現役で生きがいを持って働き続けることができるよう、職業紹介、能力開発等、都道府県独自の取組みに対する支援

【現状・課題等】

1 就職が困難な若年無業者及び障がい者の就労支援について

(1) 若年無業者（ニート）の就労支援について

若年無業者の就労支援については、若者自立支援事業において、若年無業者等に対する職業的自立支援拠点として厚生労働省が「地域若者サポートステーション」を設置し、就職支援、就職後の定着支援やキャリアアップ支援等を行い、県はボランティアや就労体験の機会提供及び臨床心理士による心理カウンセリング等を実施している。

本県での業務について、国は3団体（平成25年度4団体から減少）に委託しているが、県下全域に公平なサービスを提供することが困難である。県内各地域のハローワークでの取組みを強化する等、各地域の実情に応じた支援拠点の充実を図る必要がある。

(2) 障がい者の就労支援について

障害者総合支援事業補助金を活用し、障がい者の就業等を支援するため障害者就業・生活支援センターを設置（指定）しているが、障害者納付金制度に係る対象事業主の拡大（H27～）及び精神障がい者の雇用を義務付ける法定雇用率引き上げ（H30～）等、今後、同センターの利用者及び支援対象者は増えると見込まれ、障がい者への就労支援は益々重要となる。

同センター運営に対する国の補助金は年々減少しているが、安定した運営を図るため所要額の確保が必要である。

2 高齢者の就労支援について

高齢者の中には、生涯現役で働き続けることを望む者も多く、生産年齢人口が減少する中、このような高齢者が生涯現役で仕事を続けることは、一億総活躍社会の実現に向けた重要な課題である。これに反して、企業側の高齢者に係る求人は少なく、高齢者の就労を取り巻く環境は厳しい状況である。これらのことから、高齢者の就労意欲や能力に応じ、パートタイム的なものから正規雇用まで多様な働き方ができるよう、高齢者の就労のための環境整備や職業紹介の場を増やすなど、都道府県や市町村の自主的な取組みが必要である。

生涯現役社会の実現に向けた国の取組みは、事業主やシルバー人材センターへの支援が中心であり、都道府県や市町村が、高齢者の多様な就労ニーズに一層機動的に対応できるよう支援の充実が必要である。

特別支援学校の教育環境整備について

【文部科学省】

提案・要望事項

特別支援学校の教室不足の解消に向けて、新たな特別支援学校（東部支援学校（仮称））の整備を行うため、学校施設環境改善交付金の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県においては、文部科学省の平成27年度公立特別支援学校の教室不足数調査で、全国で7番目に多い171教室が不足している状況にある。これまで教室不足や過密状況を解消することを喫緊の課題として、平成23年5月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、新たな学習の場を整備しているが、今後、特別支援学校在籍者数の増加に伴い、ますます教室不足が深刻になると見込んでいる。
- こうしたことから、教室不足への対応を図るために、県では「熊本かがやきの森支援学校」の新設のほか、廃校や余裕教室等を活用した分教室を5か所設置するとともに、平成27年3月に「県立特別支援学校整備計画」第1次実施計画を策定し、増加する熊本市居住の高等部希望生徒の受入れのため、平成31年度の開校を目指し、高等部に特化した東部支援学校（仮称）の整備を行うこととしている。
- このため、今後の本県の事業実施において、多額の費用が見込まれるので、学校施設環境改善交付金の十分な予算を引き続き確保いただきたい。

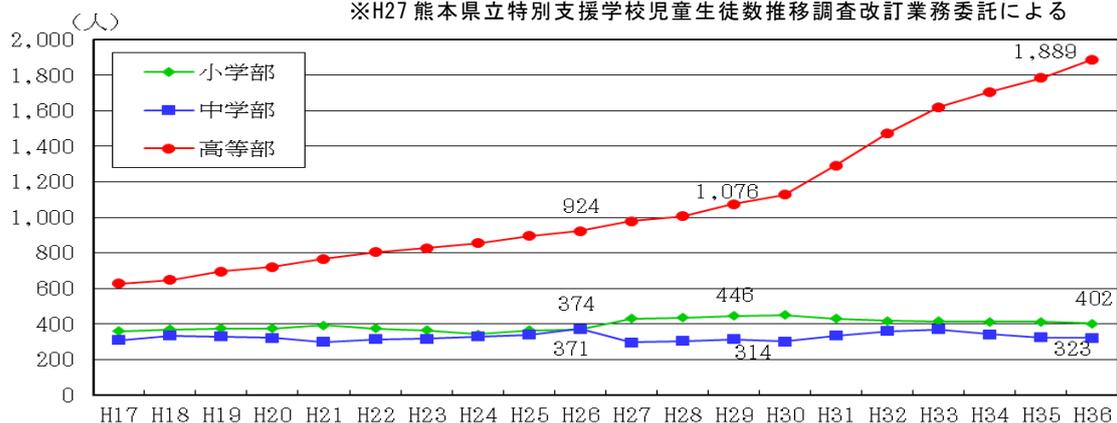
H27公立特別支援学校の教室不足数調査結果について

平成27年10月1日現在

都道府県名	教室不足数									
	H24.10.1現在	順位	H25.10.1現在	順位	H26.10.1現在	順位	H27.10.1現在	順位	H26→H27の増減	
神奈川県	312	3	293	2	337	1	304	1	▲33	
東京都	302	4	262	3	255	4	259	2	4	
愛知県	203	6	253	4	277	3	242	3	▲35	
埼玉県	332	2	192	6	208	6	217	4	9	
千葉県	334	1	298	1	298	2	204	5	▲94	
静岡県	271	5	249	5	254	5	184	6	▲70	
熊本県	177	7	183	7	183	7	171	7	▲12	
茨城県	149	9	163	8	178	8	154	8	▲24	
栃木県	122	17	124	12	125	9	121	9	▲4	
岐阜県	123	16	99	17	110	11	111	10	1	

熊本県の特別支援学校在籍者数の今後の推移予測

※H27 熊本県立特別支援学校児童生徒数推移調査改訂業務委託による



障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実について

【厚生労働省、文部科学省、農林水産省】

提案・要望事項

本県では、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らせるよう、就労や活動のステージづくりを進めている。障がいのある人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 発達障がい専門医の育成施策の充実及び診療報酬体系の見直し
- ② 学校（校外活動含む）等へのヘルパーや看護師等の派遣が可能となるような制度の見直し
- ③ 障がい福祉サービスにおける重度訪問介護の報酬単価の増額

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

- ① 障がい者の就労支援に取り組む社会福祉法人が農地を確保する際の要件緩和
- ② 障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化に要する経費への支援

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、精神保健費等国庫補助金について、事業実施に支障が生じないような所要額の確保

【現状・課題等】

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 本県では、発達障がい児の診断・診療を行う医師が不足し、受診するまでに数か月の待ち時間を要している。このような状況を解決するために、医学部への専門講座の開設などによる専門医の育成施策の充実が必要である。また、小児科医等が心理士等の専門職と協働して行う、発達障がい児の診断・診療が促進されるような診療報酬体系に見直すことが必要である。

- ② 保育所や学校等において、重度障がい児が校外学習等に出かける場合や医療的ケアが必要な場合には保護者の付添いを求められるが、保護者の負担軽減を図るため、ヘルパーによる対応が可能な場合は、居宅介護・重度訪問介護が利用できるような制度を見直す必要がある。

また、現行の医療保険制度では、小児訪問看護サービスが提供できる場所は居宅（自宅）に限られており、医療的ケアが必要な児童が保育園や学校等に通園・通学する際に保護者が付き添い等を求められる場合がある。本県では、平成14年度から全国に先駆けて、県立特別支援学校に看護師を配置しているが、保育園や学校等においても訪問看護サービスを受けられるよう制度の見直しが必要である。併せて、現行の訪問看護・指導を実施した場合の乳幼児加算（3歳未満）、幼児加算（3歳以上6歳未満）を小児（18歳まで）まで拡大する必要がある。

③ 重度訪問介護の報酬単価については、居宅介護の単価よりも低く設定されているが、介護ヘルパーが不足する中、重度訪問介護を提供する事業者は特に不足しているため、報酬単価の増額により重度訪問介護を提供する事業者の増加を図る必要がある。

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

① 現行の農地法では、社会福祉法人は障がい者の機能回復を目的とした農地取得を除き、原則として農地取得は認められていない。一方、農地の借入れは認められているが、この下限面積の法定要件である 50 アールについて要件緩和をお願いしたい。その上で、障がい者が農業生産において活躍できるよう、社会福祉法人が農業参入する場合は、下限面積や農業従事日数の法定要件について特段の配慮が必要である。

② 障がい者が農家や農業生産法人等が経営するハウス等の農業施設で働く場合に安心して働くことができる環境づくりとして、バリアフリーのための段差解消や休憩施設、トイレ等の整備が必要である。また、障がい者が社会福祉法人において就農する際の施設等のバリアフリー化については既に様々な補助金はあるが、柔軟に対応できるよう、助成制度の見直しや拡充が必要である。

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費補助金については、平成 27 年度の予算額が 46,400 百万円であり十分な予算措置とは言い難く、平成 28 年度の予算額も 46,400 百万円であり、引き続き不足が見込まれる（平成 27 年度配分額は 432,998 千円で、充当率は平均で 73.48%）。事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化や利用者の高齢化・重度化に伴う改築等のほか、共同生活援助や日中活動系事業所の創設など地域生活移行の受け皿となる施設整備の要望が年々増加している。一方、平成 26 年度以降、耐震化整備についても社会福祉施設等施設整備費補助金により対応することとなっているが、所要額に対する配分が十分ではないため、耐震化整備以外の必要な施設整備ができていない状況にある。このため、障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、所要額の確保が必要である。

さらに、精神保健費等国庫補助金（精神科救急医療体制整備事業）については、平成 27 年度の予算額が大幅に減額（▲5 億 6 千万円）されたことに伴い、申請額から大きく減額調整（▲25.9%）のうえ交付決定が行われたことにより事業実施に支障が生じているが、平成 28 年度の予算額も平成 27 年度と大きく変わらない状況であり、平成 28 年度も交付決定額の減額調整が行われる見込み。事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である。

高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成について

【文部科学省】

提案・要望事項

- 1 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」の各事業について指定の継続、本県からの申請校の指定及び十分な事業費の確保についてお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業では、平成15年度に指定を受けた第二高等学校は、平成27年度まで13年連続の指定（平成28年度は経過措置）を受け、本県の理数系人材の育成を先導している。平成23年度に指定を受けた熊本北高等学校では、平成28年度に2期目の指定を受け、新たに教科横断型の教育課程の開発など先進的な取組を行うこととしている。また、平成25年度に指定を受けた宇土中学校・宇土高等学校は、中高一貫校の特色を生かし、高度な科学的リテラシーを有する生徒を育成している。

スーパーサイエンスハイスクール3校の合同発表会には県内外の高校生や教員が見学しており、指定校が3校あることによって多様な取組みが可能となっている。このように、指定校以外の高校へも効果が波及し、指定校は本県全体の理数教育の中心的な役割を担っている。については、現在指定を受けている2校の指定の継続と経過措置校の再指定、さらには、これらの先進的な取組みが可能となるよう十分な事業費の確保をお願いしたい。

- 2 本県では、「グローバルな人材育成」を主要な施策として掲げており、中高生向けの英語音声教材（「I CAN DO IT!」）の作成・活用、州立モンタナ大学への高校生の派遣など、英語教育の充実や児童生徒の視野の拡大などの取組みを積極的に進めてきた。なお、海外大学進学に必要な力を養成するために「熊本時習館海外チャレンジ塾」を開講し、TOEFLスコアアップのためのWEB講座や海外進学対策講座を実施するなど、海外大学進学や留学を総合的に支援する体制の構築に取り組んでいる。

スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業では、平成26年度に指定を受けた済々黌高等学校は、「持続可能性を確保する開発と地球環境保全のあり方」をテーマに課題研究を進めている。外部講師による講演会や県内外の視察研修に加え、平成27年度は環境先進国ドイツでの視察研修を実施し、研究内容を深めた。また、即興型英語ディベート講座を開催するなど、英語運用能力に加え、論理的思考力を含めたコミュニケーション能力全般の向上を図っている。

平成28年度新規指定に向けて本県からは県立3校が申請し、そのうち、水俣高等学校が指定を受けた。今回、指定から漏れた高校もグローバル人材育成に対して高い意欲を持っており、来年度指定を目指して取組みを継続し、その内容を更に深めることとしているので、本県からの申請校の指定について特段の配慮をお願いしたい。

また、現在指定を受けている学校について、委託費が初年度と比較して減額されており、研究を進める上で影響が出ているので、指定校に係る事業費の確保も併せてお願いしたい。

- 3 スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）事業について、本県では平成28年度の指定に向けて、地域産業を担う高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成について意欲的な学校3校が申請し、南稜高等学校が農業の分野で指定を受けることができた。

今後は、農業以外の分野において新規指定を得て取組みを推進し、産業界で必要とされる高度な専門知識・技術の習得のための先導的・汎用的モデルとなる手法（カリキュラム等）の普及・確立を図り、各専門高校のレベルアップにつなげたいと考えている。については、本県からの申請校の指定について特段の配慮をお願いしたい。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた 選手育成と地域のスポーツ振興について

【内閣府、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 次世代を担う選手たちを発掘し、国際競技力を身に付け、メダルを獲得できるよう、本県が取り組む選手育成事業に対する支援をお願いしたい。
- 2 障がい者スポーツのトップアスリートの育成のため、障がい者スポーツの競技団体の実情に即した強化費の拡充、組織基盤の強化のための運営費補助など必要な措置を講じていただきたい。
- 3 東京五輪等を契機として、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、2019年女子ハンドボール世界選手権及びラグビーワールドカップの熊本開催が決定し、トップアスリートの育成が課題となっている。

本県では、平成26年度から「2020東京オリンピック選手育成事業」として、将来有望な選手を中・高校生や大学生から選考し、医科学分野を取り入れた先進的なトレーニング、国内外の合宿遠征、パーソナルトレーナーによるサポート等の育成策を実施している。国は東京都に設置してあるナショナルトレーニングセンターを中心に選手強化策を進めているが、地方からは利用しにくい。今後、次世代を担う選手たちが国際大会等で活躍できるよう育成する取組みを充実強化するためには、本県が実施する選手育成事業に対する財政措置が必要である。

平成27年度 2020東京オリンピック選手育成事業指定選手 (18競技45人)					
陸上競技(4)	水泳(2)	体操(2)	テニス(1)	卓球(1)	バドミントン(6)
バレーボール(2)	バスケットボール(1)	ハンドボール(4)	ラグビー(1)	サッカー(2)	
柔道(2)	ボート(5)	レスリング(4)	フェンシング(5)	セーリング(1)	
ライフル射撃(1)	アーチェリー(1)	()	人数		

- 2 パラリンピック等を目指す障がい者の多くは、収入が少なく、県内外や海外で開催されるスポーツ大会への遠征費やスポーツ用具の購入等に要する費用の確保に苦慮している。また、選手の育成・指導等を行う障がい者スポーツの競技団体の多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われており組織基盤がせい弱である。

本県では、選手の育成を目的として、平成27年度から「2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(補助金)」を開始したが、強化費の拡充や組織基盤の強化のためには国による支援措置が必要である。

- 3 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者がスポーツを楽しめる地域密着型のスポーツクラブとして、スポーツによる地域の活性化に重要な役割を担っている。

平成28年3月現在、県内には68クラブが設立され、約16,500人の会員が活動を行っている。

同クラブは安定したクラブ運営が求められているが、日本スポーツ振興センターからの助成金削減を受け、運営が厳しい状況にある。東京五輪等を契機として、スポーツによる地域活性化を推進させるため総合型地域スポーツクラブの育成に対する支援が必要である。

地下水の硝酸性窒素対策への支援について

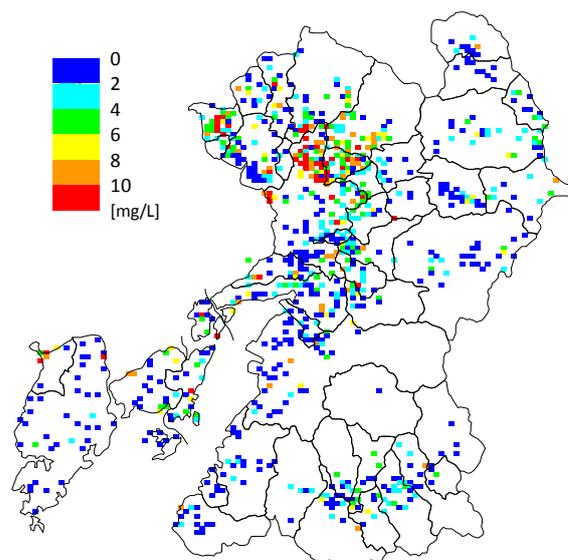
【環境省、国土交通省、厚生労働省】

提案・要望事項

限りある資源の地下水を豊富できれいな姿で将来に引き継ぐため、地下水の硝酸性窒素による汚染機構の解明や、発生源とされる生活排水、家畜排せつ物、施肥等に係る地域に応じた総合的な対策の検討を関係省庁で連携して行うとともに、硝酸性窒素の削減に先導的に取り組む地方公共団体への技術的・財政的支援を行っていただきたい。

【現状・課題等】

- 地下水は水循環基本法により「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置付けられており、地域の特性に応じた水資源保全に取り組むことが重要である。
- 本県は、水道水の約8割を地下水に依存し、また、地下水が県民生活や産業活動の基盤となっていることから、貴重な財産である地下水を豊富できれいな姿で将来に引き継ぐ必要がある。
- しかし、一部の地域では硝酸性窒素による地下水の汚染が顕在化しているため、本県では、これまで、汚染源の一つとされる生活排水や家畜排せつ物の適正処理・管理、施肥量の適正化など窒素負荷の削減対策と併せて地下水の涵養量を増大させる対策に取り組んでいる。
- その結果、硝酸性窒素濃度の経年的傾向は全体平均としては横ばいまたは微減と、一定の効果が現れていると考えられる。
- しかしながら、汚染原因物質の地下浸透状況や地下水質への影響等のメカニズムは未解明な部分が多く、今なお将来的な地下水の汚染が不安視されている。
- こうしたことから、将来に渡り豊富できれいな地下水を確保するためには、環境分野と農業分野等が連携した総合的な取組みが不可欠であり、本県では、平成27年4月に農業の持続的発展を通して地下水を保全し、農業生産に適した土壌をつくることを目指した「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を施行して恒久的な取組みを開始したところである。
- 本県では、今後も硝酸性窒素の各種削減対策や地下水量の保全対策を継続するとともに、地下水の汚染機構解明や、更に効果的な対策の検討を行うこととしており、国においても関係省庁と強く連携し、地域に応じた総合的な対策の検討を実施していただきたい。
- また、地方公共団体が先導的に取り組む硝酸性窒素の発生源対策やモニタリングなどに対し、技術的・財政的支援をお願いするとともに、地下水が地域の生活や産業活動の基盤となっている地域に対しては、家畜排せつ物の堆肥化や堆肥の広域流通及びバイオマス資源としての利活用検討、関連の施設整備など硝酸性窒素削減に資する取組みに対する優先的な支援について、関係省庁と強く連携して取り組んでいただきたい。



地下水の硝酸性窒素の濃度分布 (H19~H26)

有明海・八代海の再生について

【環境省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 有明海・八代海等の再生に向け、全海域における海域環境変化や水産資源減少の要因を明らかにし、再生方策を具体的に提示すること。また、再生を推進するための事業について費用対効果等の要件を緩和するなど実証的な実施を可能なものにするとともに、その効果をモニタリングしながら、真に有効な方策の実施及びそれに伴う予算の確保をお願いしたい。
- 2 泥土の堆積状況等実態把握及び進行メカニズムを解明し、抜本的な対策の検討・実施をお願いしたい。また、海底に堆積している有機物・泥土の除去等の事業を関係省庁が主体的に関与して、集中的に行っていただきたい。
- 3 八代海は海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、湾奥部を含めた八代海全域における調査・実証事業を、国が主体となり早急に実施いただきたい。
- 4 地元県と関係省庁が一体となった推進体制を速やかに構築し、再生に向けた取組みを推進していただきたい。
- 5 河川から流入する流木等のゴミは、最終的には海域に達し、環境悪化を招くため、海域におけるこれらの漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等について財政措置を継続するとともに、漁業活動の妨げとなっている漂流物・海底ゴミについて、水産振興の観点からも、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 有明海・八代海等の再生については、国や関係県と連携しながら、環境改善に向けた総合的な対策に取り組んでいるところ。しかしながら、水質の状況はなかなか改善の兆しが見られず、また、赤潮やノリの色落ち被害の発生など漁業生産に不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

国は、平成 28 年度を目途に有明海・八代海等の海域環境の変化や水産資源減少の要因を明らかにした報告書を取りまとめ、その中で有明海の一部の海域については再生方策を示すと聞いているが、八代海を含め全海域について早急に再生方策を提示していただきたい。

また、覆砂等の事業は厳格な費用対効果等の制限があるため、生態系や環境改善に有効的な方策については、費用対効果を緩和するなど、実証的に実行し、その効果をモニタリングしながら、より有効な事業を見定めるよう柔軟に対応していただくようお願いしたい。

- 2 本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。

底質環境改善対策として実施されている覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法として効果はあるものの永続的ではないため、泥土の性状や堆積状況等の実態を分析のうえ底質環境悪化のメカニズ

ムを解明し、効果が持続する実効性のある対策の検討・実施が必要である。

特に、海底に堆積している有機物・泥土は漁場環境悪化の要因の一つとされていることから、除去等の対策を水産庁や農林水産省だけでなく、関係する省庁が主体的・集中的に実施していただきたい。

また、熊本地震の発生により海域へ土砂が流出・堆積したことで、一部漁場ではアサリのへい死が確認されており、今後も降雨等により土石流等が連続して発生することで、更に大量の土砂が流出・堆積し、重大な漁場環境悪化を招くことが懸念されていることから、堆積土砂等の対策について、別途「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別の措置を求める要望（H28年5月25日現在）」により制度創設を要望しているところであり、従来の堆積土砂等とともに積極的な対応をお願いしたい。

3 有明海においては国による調査・実証事業が数多く行われているが、八代海は有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足している。しかし、八代海における漁船漁業、干潟域での採貝業及び海苔養殖業の不振は深刻であり、有明海同様一日も早い対策の実施が求められている。そこで、八代海の全海域について、特に湾奥部では平成19年度に省庁連携により実施した調査を活用のうえ、国が主体となった実態調査・実証事業に早急に取り組んでいただきたい。

4 本県では昨年度、庁内関係課で構成する「再生推進チーム」を組織しており、今後は、大学・NPO等を中心に設立準備が進められている官民一体となって対策等を行っていく組織とも連携を図りながら、再生の動きを加速化していくこととしている。

こうした取組みに対する国の協力・支援とともに、国においても特措法に定める関係省庁が主体的に関与し、実効性のある抜本的対策を講じることが必要である。そこで、「東京湾再生推進会議」による「東京湾再生プロジェクト」を参考とし、地元各県と関係省庁が一体となった「有明海・八代海等再生プロジェクト（仮称）」を速やかに構築し、再生に向けた取組みを推進していただきたい。

5 海域環境の保全等の観点から、漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理や発生源対策を支援する海岸漂着物対策推進事業について継続実施をお願いしたい。

また、漂流物及び海底ゴミについては、漁具を破損させたり船舶航行の妨げになるなど弊害をもたらしているが、漂着物のように法的な処理責任が明確でないことから、現状として漁業者が手間や費用をかけて回収・処理を行っている場合も多い。そこで、国主導による回収・処理をお願いしたい。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進について

【環境省、経済産業省】

提案・要望事項

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において水俣条約が採択され、我が国は平成28年2月に同条約を締結した。本県は「水銀フリー熊本宣言」の実現に向け、検討会の開催、情報発信、専門家の育成等、積極的に取り組んできた。

今後も本県は、全国に先駆けて取り組むが、国においても、水銀フリーの取組みが全国的に広がり、同条約の発効及び「水銀フリー社会」が、より早期に実現するよう、次の施策を推進していただきたい。

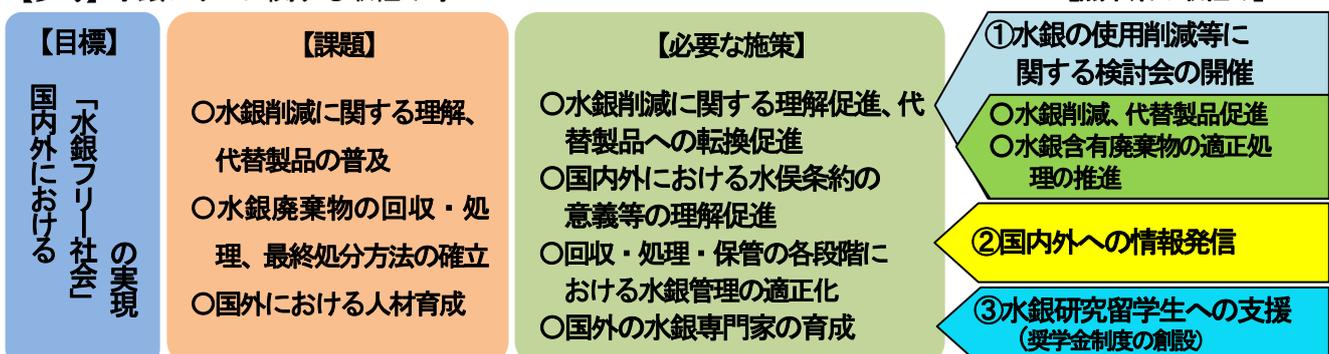
- 1 水俣条約の発効後に水銀の国際貿易が原則禁止されることを踏まえ、国内における水銀廃棄物の回収・処理に関する基準を明確化し、スキームを構築するとともに、その後の最終処分について、具体的方策を検討し、「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」等において提示していただきたい。
- 2 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 3 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するよう技術的・財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 水俣病を経験した熊本県は、「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水俣条約が採択されたことを受けて、50か国以上の締結による同条約の早期発効及び「水銀フリー社会」の実現に向けて先導的に取り組んでいる。
- 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀廃棄物の回収・処理スキームの構築やその後の最終処分のあり方を検討するとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要がある、国による積極的な取組みが不可欠である。
- さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信、環境首都事業と連携した水銀研究留学生の支援など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への技術的・財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援について

【環境省、国土交通省】

提案・要望事項

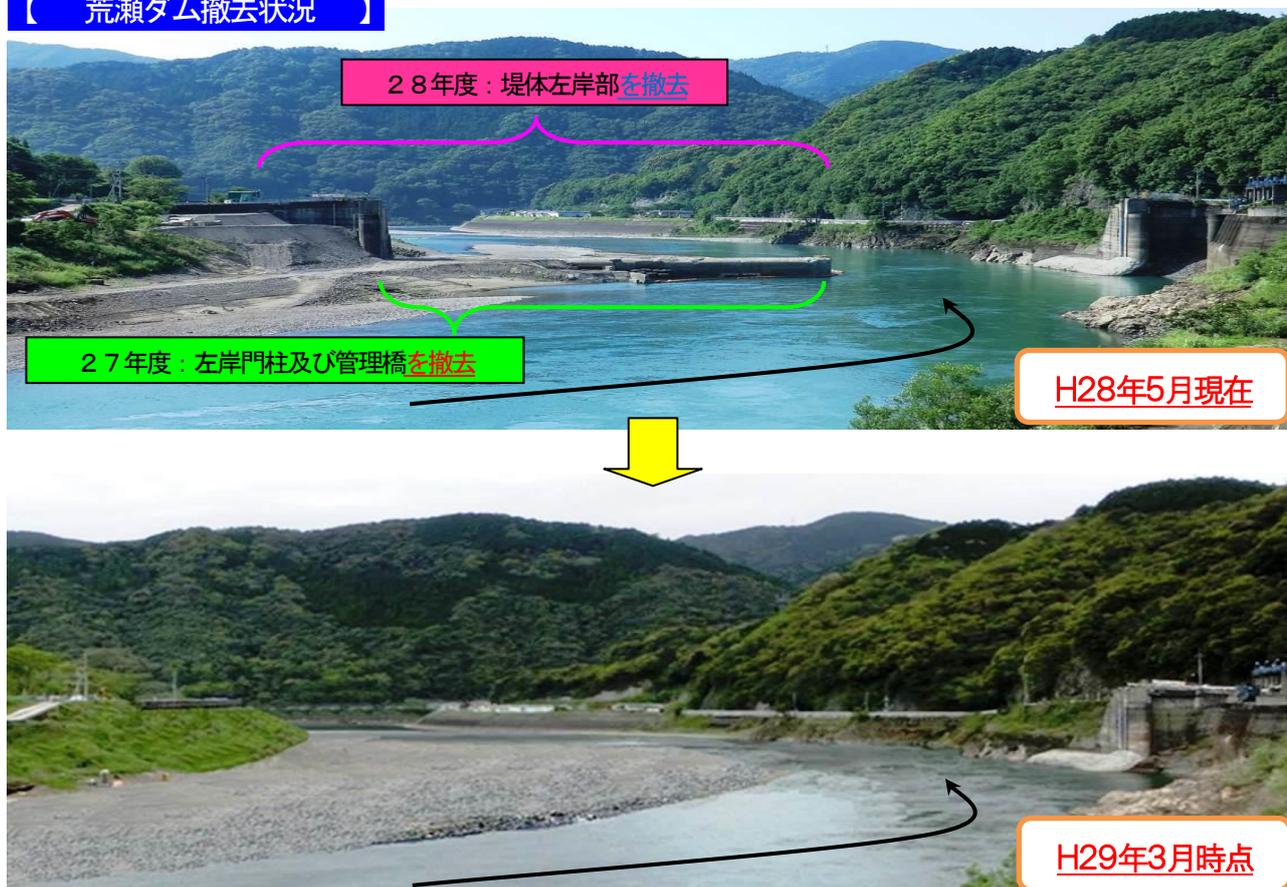
全国初の本格的ダム撤去が確実に実現するよう、次のとおり、国による財政・技術面の積極的な支援をお願いしたい。

- ① 国の支援を撤去完了まで確実に継続していただきたい。
- ② 荒瀬ダム撤去のように事業期間の延伸が困難な事業については、必要額が確実に配分されるよう配慮していただきたい。
- ③ ダム撤去に対する安全面・環境面など、専門技術的な観点からの支援を行っていただきたい。
- ④ 荒瀬ダム撤去を踏まえ河川の安全性・利便性の確保、河川環境の改善について、積極的に取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

- 地元住民や漁協等のダム撤去への強い希望、さらに、河川環境に与える負荷など中長期的な視点も勘案し、平成24年度から荒瀬ダム撤去工事に取り組んでいる。
- しかしながら、荒瀬ダム撤去は、日本三大急流球磨川における難工事であり、河川等の安全・環境面の確保、さらにダム周辺地域の浸水対策等、様々な対策が必要である。そのため、経済面や技術面で県だけでは対応できない状況であり、国による積極的な支援が不可欠である。

【 荒瀬ダム撤去状況 】



高齢者向け住宅環境の整備促進について

【国土交通省】

提案・要望事項

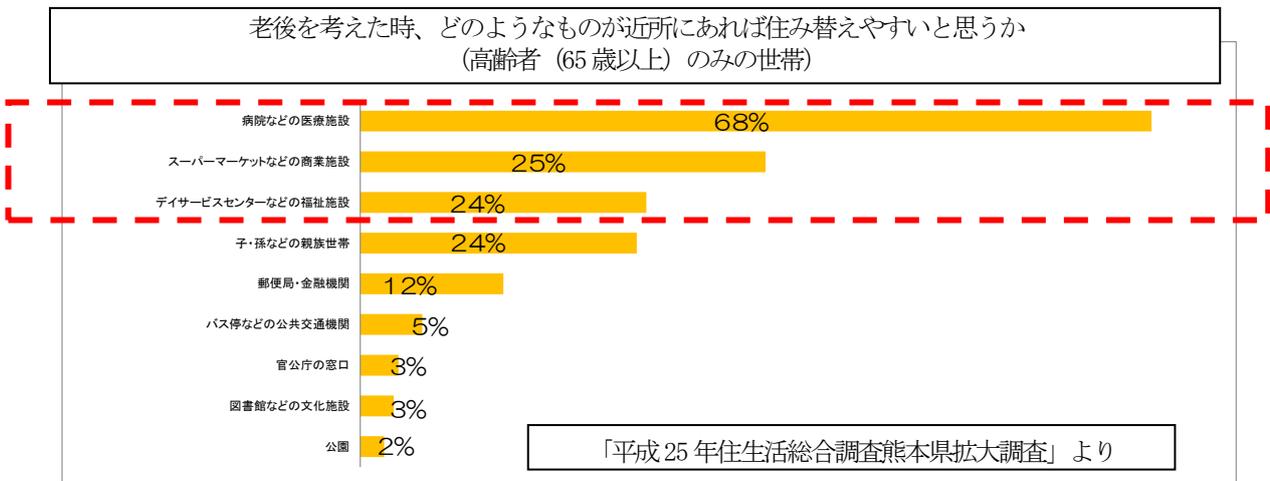
本県では、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心していきいきと暮らす住まいの実現を目指し、事業参入が困難な中山間地域等を優先し、社会資本整備総合交付金を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備費補助を行っている。

さらに、地方創生に資する取組みとして、昨年度から医療、福祉、商業等の生活サービス機能が集約された地域の小さな拠点でのサービス付き高齢者向け住宅の立地を促進するため、県単独費による補助率のかさ上げを行っている。

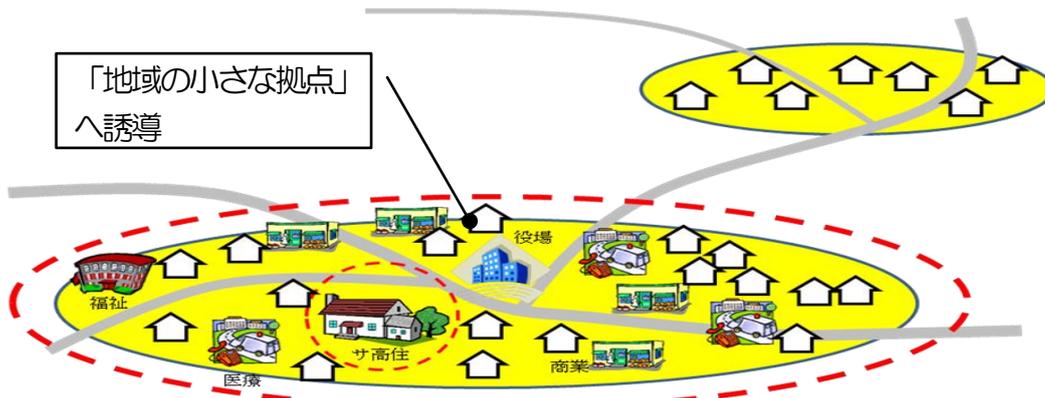
国においては、サービス付き高齢者向け住宅の整備等の取組みに対し、重点的・緊急的に支援されているところであるが、地域の小さな拠点に立地するサービス付き高齢者向け住宅の整備は3世代近居にも資することから、補助率のかさ上げや、拠点性の向上に資する医療施設等の併設も補助対象となるよう拡充を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 本県の高齢者人口は今後も増加する見込みであり、高齢者が地域で暮らしていくにあたり、医療、福祉、商業等の機能に対するニーズは高い状況にある。また、高齢者のみの世帯の約1/4は、子・孫などの親族世帯が近所にあれば住み替えやすいと考えている。



- 地方創生に資する取組みとして、中山間地域等においては、将来の人口減少を見据え、民間事業者が供給主体となるサービス付き高齢者向け住宅を、医療、福祉、商業等の機能が集約した「地域の小さな拠点」へ立地促進されるよう、誘導していく必要がある。



「長崎の教会群（天草の崎津集落）」「阿蘇」の世界文化遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の維持保全に係る支援について

【文化庁・内閣官房】

提案・要望事項

本県で取組みを進めている資産の世界文化遺産登録及び既登録資産の適切な維持保全について、次のとおり、国による助言・指導等をお願いしたい。

- 1 「長崎の教会群（天草の崎津集落）」の平成28年度国推薦候補への選定及び推薦書再作成に係る適切な助言・指導 等
- 2 「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る審議・助言・指導 等
- 3 「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の資産の維持保全や普及啓発等に係る助言・指導や支援の充実 等

【現状・課題等】

- 1 「長崎の教会群」については、平成27年度に推薦を取下げ、ユネスコの諮問機関の協力を得ながら平成28年度の再推薦を目指して推薦書の再作成を進めている。国において平成28年度の推薦候補として「長崎の教会群」を選定するとともに、推薦書正式版提出に向けた適切な助言・指導が必要である。
- 2 「阿蘇」については、暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、県と関係市町村とで構成資産の文化財国指定に向けた取組みを進めているところ。世界遺産登録に向け、早期に暫定一覧表に記載されるよう、国による審議を実施するとともに、構成資産の学術的価値付け、文化財国指定、保存管理計画策定、関係機関との調整に係る助言・指導が必要である。
また、平成28年4月に発生した「熊本地震」によって構成資産の一部が被害を受けており、今後の対応に係る助言・財政措置等が必要である。
- 3 「明治日本の産業革命遺産」については、平成27年7月に世界文化遺産登録が実現。今後は登録時に出された課題である資産の適切な維持管理、開発コントロール、来訪者対策等に関する計画策定や資産価値の普及啓発を実現していくにあたり、助言・財政措置等が必要である。

資産名称	構成資産(本県内)	備考
1 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」	天草の崎津集落（崎津諏訪神社・旧崎津教会跡・崎津教会）	国内暫定一覧表記載済
2 「阿蘇―火山との共生とその文化的景観―」	阿蘇の文化的景観、阿蘇山（米塚・草千里ヶ浜）、阿蘇神社、中通古墳群、豊後街道	国内暫定一覧表候補資産
3 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	三池炭鉱万田坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三角西港	平成27年度世界遺産登録



文化財等の魅力発信による地域活性化の取組みについて

【文部科学省】

提案・要望事項

熊本県では、人吉球磨地域の「日本遺産」の全国初認定以来、地元市町村等と連携して、地域の宝である文化財の魅力を国内外に発信し地域活性化につなげる取組みを進めている。

この取組みを加速化し、成果を確実なものにするため、「日本遺産魅力発信推進事業」の拡充と本県「日本遺産」認定地域への継続的な支援をお願いしたい。

また、本県から認定を目指している菊池川流域の「天下第一の米作り ～菊池川流域二千年の米作りの歴史～」の「日本遺産」認定について、特段の御配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主要な施策として、「歴史・文化・芸術等による地域活性化」を掲げ、地域にある歴史と文化の磨き上げと情報発信に取り組んでいる。
- 平成27年4月24日に「日本遺産」に全国で初めて認定された人吉球磨地域では、国補助事業（日本遺産魅力発信推進事業、35,275千円）の交付を受けて、シンポジウムの開催、4か国語によるパンフレット・ホームページなどの制作、人吉球磨の文化財を体験できるモニターツアーの実施等の観光振興の取組みなどを進めている。さらに地元では、県立球磨工業高校による文化財修復や、県立球磨商業高校の日本遺産に係る文化財を巡るツアーの企画等の自主的な活動にも結びついている。
- こうした中、「日本遺産」を本県の文化行政の大きな柱の一つと位置付け、認定を受けた人吉球磨地域の取組みを支援するとともに、周知・広報、人吉球磨に続く「日本遺産」認定を目指す市町村等の取組みを支援している。
- 以上の取組みが、地域の振興や地方創生につながっていくためには、すでに認定された人吉球磨の取組みがさらに加速化し、確実な成果をあげることがまずは求められており、さらに、それに続く地域の日本遺産認定による全県下への拡大も重要である。
- このような課題を解決するため、文化庁の「日本遺産魅力発信推進事業」は大変重要な施策であることから、事業費の拡充はもとより2020年の東京オリンピックを見据えて長期的な事業の継続をお願いしたい。
- また、「日本遺産」の認定を昨年度から引き続き目指している菊池川流域は、今回、文化庁等からいただいた課題を分析・検討し、次回の認定申請に向けてストーリーの更なる魅力アップなどを行うので、「日本遺産」認定に特段の御配慮をお願いしたい。

九州の主要都市をネットワーク化するための 九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進

【財務省・国土交通省】

提案・要望事項

九州の各都市をネットワーク化することで、観光振興や雇用創出による活力ある地域の形成等のストック効果が見込まれるため、また、熊本地震における教訓を踏まえ広域防災拠点へのアクセス向上を図るため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

- 九州中央自動車道（小池高山～北中島間）の早期整備、（北中島～矢部間）の完成時期の早期公表及び早期整備。
- 南九州西回り自動車道の早期整備。
- 中九州横断道路の滝室坂道路等の早期整備と、（熊本～大津間）の早期事業化。
- 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の全線の地域高規格道路としての位置付けの明確化及び国直轄による事業化、特に大牟田市～長洲町間の早期事業化。
- 熊本天草幹線道路「大矢野バイパス」の平成29年度供用に向けての所要額及び「本渡道路」の早期整備に向けての所要額の確保。熊本宇土道路及び宇土道路の早期整備。

併せて、地方創生を支える道路予算の安定的な総額確保について、特段の御配慮をお願いしたい。

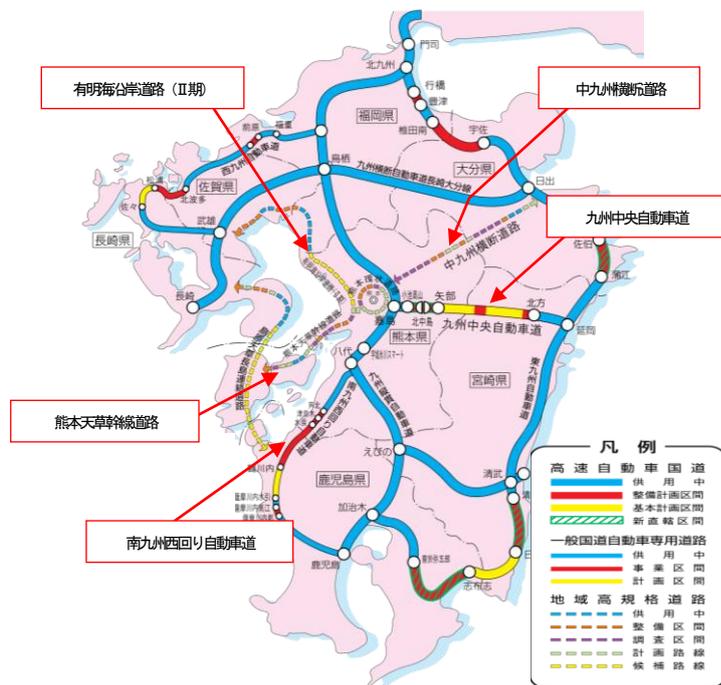
【現状・課題等】

- 九州の各地域、拠点を道路ネットワークでつなぐことで、距離の制約を克服し、地域・拠点の広域的な連携が可能となる。

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えの下、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、対流（ヒト・モノ・情報）を促進するとともに、熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるような整備等を進める必要がある。

このため、予算の確保と事業を早期執行するための措置が必要である。

また、熊本天草幹線道路においては、「大矢野バイパス」の平成29年度供用の実現及び「本渡道路」の事業推進に必要な予算を確保する必要がある。



熊本天草幹線道路「大矢野バイパス」

【完成予想CG（仮称：新天門橋）】

ストック効果の高いJR鹿児島本線等連続立体交差事業に係る社会資本整備総合交付金の予算確保について

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本駅周辺地域における連続立体交差事業は、一部開業により民間開発を誘発するなど、すでにストック効果が発現しており、今後も更なる効果の増大が見込まれる。特に、在来線跡地開発などの事業は、熊本地震からの復興を後押しするものでもあるため、その着手に遅延が生じないよう、平成29年度高架切替のための所要額の確保について、格段の御配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

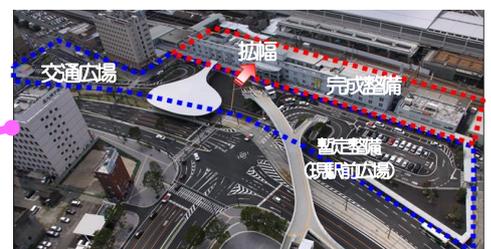
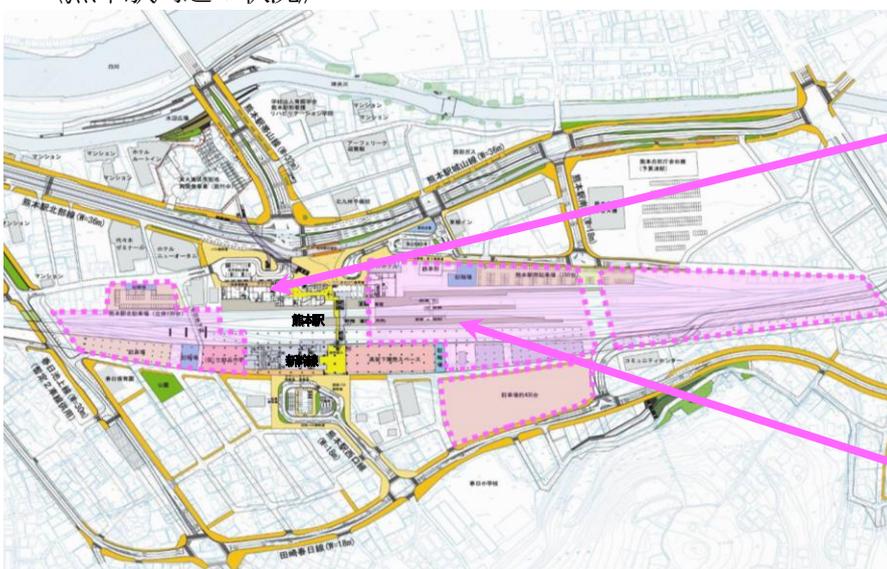
- 本事業においては、平成27年3月の一部開業に伴い、再開業事業、区画整理事業との一体的な整備によってマンション開発等を誘発するなど、すでにストック効果が発現している。
- 平成29年度の高架切替後に整備予定の東口駅前広場や、大規模な在来線跡地開発の計画も進展しており、新たな雇用の創出など更なるストック効果の増大が見込まれている。
- 高架切替の遅れは、在来線跡地開発等の遅れにつながり、駅周辺地域の活力ある地域づくりが停滞するなど、経済的損失が極めて大きい。
- 高架化による熊本都市圏の交通円滑化や周辺地域のポテンシャル向上、そしてこれらの開発等によるストック効果の増大により熊本地震からの復興を後押しし、更なる経済発展につなげていくためにも、予定どおり平成29年度末に高架切替を行うための所要額の確保が是非とも必要である。

《工程計画と所要額》

年度	平成13 ～25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
工程計画	一般部(上り線・下り線)工事 熊本駅部(上り線)工事	高架切替	熊本駅部(下り線)工事 熊本駅部(豊肥本線)工事		高架切替	熊本駅外壁工事 軌道・設備撤去	事業完了	白川口(東口)駅前広場完成整備 在来線跡地開発
所要額				51億円	24億円	約8億円		

《熊本駅周辺の状況》

※H28年度の金額は、当初内示額



白川口(東口)駅前広場



在来線跡地開発

天草地域の海上交通の基盤づくりへの支援強化について

【国土交通省】

提案・要望事項

天草地域は、幹線道路とともに近隣地域との重要な交流基盤となっている海上交通について、航路の維持確保等に対する支援が十分とは言えない状況にある。

現在、実現を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への登録は、天草地域の振興・交流拡大を図る絶好の機会である。地元でも崎津集落をはじめ天草各地に色濃く残るキリスト教の歴史・文化遺産を活かした取組みや、天草・長崎教会群周遊ルートの開発・強化を図り、県境を越えた広域連携への取組みを進めており、今後見込まれる交流人口の増加にも対応できるよう海上交通の基盤づくりを早急に進める必要がある。

そのため、特に、天草と長崎との間を結ぶ既存航路の確保・維持のための制度の拡充や機能向上、天草・長崎に点在する教会群等をつなぐ魅力ある海上観光周遊ルートの設定等に対する新たな支援策の創設等、航路の活性化を通じた地方創生のモデルとなる海上交通の基盤づくりへの支援強化を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 天草地域は半島振興地域に指定されているものの、陸上交通網については宇土半島と国道266号で接続しているだけであり、それ以外の近隣地域との交流は海上交通に頼らざるを得ない状況である。
- そのような中、少子高齢化による航路利用者の減少や燃料価格の高止まり等によって、平成21年度以降7つの航路が休止・廃止となっており、天草地域の発展を図る上でも地域住民の生活の足としての離島・半島航路維持が喫緊の課題となっている。
- 一方で、天草地域の観光資源である教会群等については、世界遺産登録に向けて、長崎県とともに引き続き手続きを進めているところである。しかし、その観光資源を活用するための海上交通などの交流基盤については、天草地域においては、十分ではないのが実情である。
- そこで、世界遺産登録を契機とした、天草地域の魅力ある周遊ルート設定に向けて取り組んでいくことが必要であり、さらに、長崎県とも連携して「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をトータルでカバーできる交流基盤を築くことが必要である。
- 現在、地元天草では、天草版地方創生のリーディングプロジェクトと位置付けられている「VISITあまくさ」事業において海上交通を活用した「天草・長崎教会群周遊ルート」や「出水（北薩）・天草」など広域観光アクセスルートの開発・強化を図り、県境を越えた広域連携への取組みを進めている。
- なお、平成29年度以降の「地方創生推進交付金」への対応も視野に入れた取組みが引き続き必要である。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

【国土交通省、総務省、財務省】

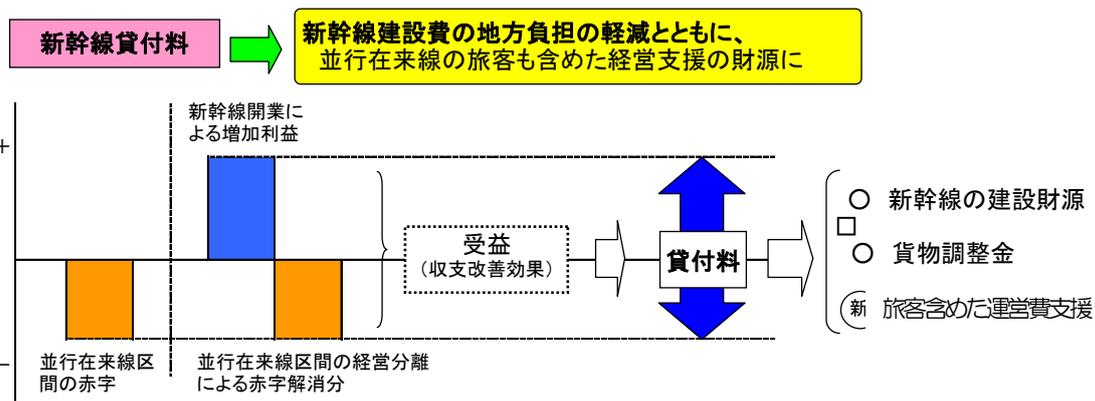
提案・要望事項

- 1 地域住民の生活路線として重要な肥薩おれんじ鉄道の安全運行確保のため必要となる多大な設備投資・整備費に対する支援制度の拡充と予算枠を確保いただきたい。
- 2 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線に対し、幅広い観点からの財源確保の方策にかかる以下の新たな仕組みを講じていただきたい。
 - ① JR貸付料について、これまでの並行在来線の経営支援に活用する仕組みである貨物調整金に加え、旅客も含めた運営費支援の財源として活用する仕組み。
 - ② 経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設・拡充とともに地元負担に係る所要の地方財政措置。
- 3 安全で安定的な運行のため、JRからの人的支援をはじめとする協力・支援体制の維持・拡充について、国からJRに対し働きかけていただきたい。
- 4 熊本県と鹿児島県の広域での観光・地域振興のためには、両県を結ぶ肥薩おれんじ鉄道は中心となるツールであり、WiFi環境等の整備のほか、各種企画切符の販売や観光ルートの検討など、利用促進に資する取組（インバウンド対策の取組を含む）に対するソフト及びハード事業への支援措置の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 国においては、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業により、鉄道事業者に対し設備投資・整備費にかかる補助金を交付している。肥薩おれんじ鉄道においては、施設の老朽化に伴い安全運行確保のため多大な設備投資・整備費が必要であり、補助率のアップ等による財源の確保を要望するもの。

また、同補助金では、現有車両の更新についての補助はあるが、新規車両への補助制度はない。年々、貸切列車の希望が増えてきており、現有車両では不足し、希望に応じきれず断るケースも出ている。そのため新規車両購入について、補助制度の拡充を要望するもの。
- 2 国による並行在来線の支援については、平成14年度に貨物調整金制度が創設された後、平成23年度までに段階的に見直しが行われ、支援の拡充がなされているが、肥薩おれんじ鉄道においては、人口減少に伴う利用者の減少に加え、老朽化した施設・設備の整備に多額の費用を要すること等により、今後より一層、厳しい経営となることが見込まれており、関係自治体からの支援のみでは、将来にわたっての維持存続が厳しい状況にある。
 - ① 肥薩おれんじ鉄道の路線は、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）の貨物列車が運行する重要な物流ルートの一環を形成しており、その維持存続は、全国的な物流ネットワークの維持に資するものである。このため、JR貸付料について、これまでの貨物調整金制度に加え、旅客も含めた運営費支援の財源としての活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を含めた安定経営のための新たな仕組みづくりが必要である。



② 並行在来線の維持・運行のために赤字補填等の財政負担を行った自治体に対する財政支援（特別交付税）の創設を要望するもの。現在、国は、地方自治体がバス会社等に赤字補填等の財政負担を行った場合、負担額の80%を特別交付税で措置している。このため、並行在来線の維持・運行に同様の赤字補填等の財政負担を行った場合についても、バスと同様の特別交付税措置を要請するもの。

また、施設整備補助の財源となる地方債（一般単独事業債）について、交付税措置（30%）のかさ上げによる財政支援の拡充を要請するもの。

<参考>熊本県及び鹿児島県の公的支援の状況

熊本県及び鹿児島県の両県において、平成18年度から平成27年度までの10年間で、17億6,700万円余の公的支援を行っている。

なお、肥薩おれんじ鉄道は、沿線人口の減少等により、平成16年の開業以来厳しい経営状況が続いており、平成26年度末時点で、資本金15億6,000万円に対して、累積赤字額は14億6,500万円余となっている。

3 現在JR九州の人材支援を受けている運輸部長、運転課長、総括指令長、運転指令長、検修課長、工務課長及び電気課長について人材確保・養成が計画どおり進んでいないため、肥薩おれんじ鉄道の安定運行のためには、これらの要員について、当分の間、JR職員の出向・派遣等、JR九州からの人的支援が不可欠な状況にある。

また、乗り継ぎなどの地域の利便性の低下につながらないように、JRからの支援が必要。

4 肥薩おれんじ鉄道においては、観光列車「おれんじ食堂」やくまモンその他のラッピング列車を活用し、国内外の観光客を誘致することで、收支改善を図る取り組みを行っており、今後も沿線人口の減少等に加え、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により厳しい経営環境が見込まれる中で、旅行需要の高まりを活用した利用促進の取り組みを一層推進していく必要がある。

また、熊本県と鹿児島県が連携して、観光・地域振興等に取り組むことは、肥薩おれんじ鉄道の利用促進だけでなく、両県の沿線地域の活性化にも寄与するものである。

このような状況を踏まえ、沿線地域住民や国内外からの観光客の利用促進に繋がるWiFi環境の整備等の取り組みに対して幅広い支援をお願いしたい。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進について

【内閣府、財務省、国土交通省、総務省】

提案・要望事項

今回の熊本地震の経験により、南海トラフ地震等、近い将来に予想される次の大災害に備えるため、庁舎の防災機能強化や支援・受援のための防災拠点の充実・強化、並びに、これらの拠点と被災地とを結ぶ道路整備の重要性を改めて認識した。

これらを踏まえ、本県が広域防災拠点としての役割を担えるよう、次の施策を推進していただきたい。

- 1 自治体が計画的に防災・減災対策の充実・強化を図れるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大等の財政支援の強化・充実をお願いしたい。
- 2 政府現地対策本部の設置候補施設とされた熊本地方合同庁舎の必要な施設整備を早急に進めていただきたい。併せて、国が主体的に大規模な広域防災拠点である阿蘇くまもと空港の機能強化等を図っていただきたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の整備促進を図っていただきたい。

【現状・課題等】

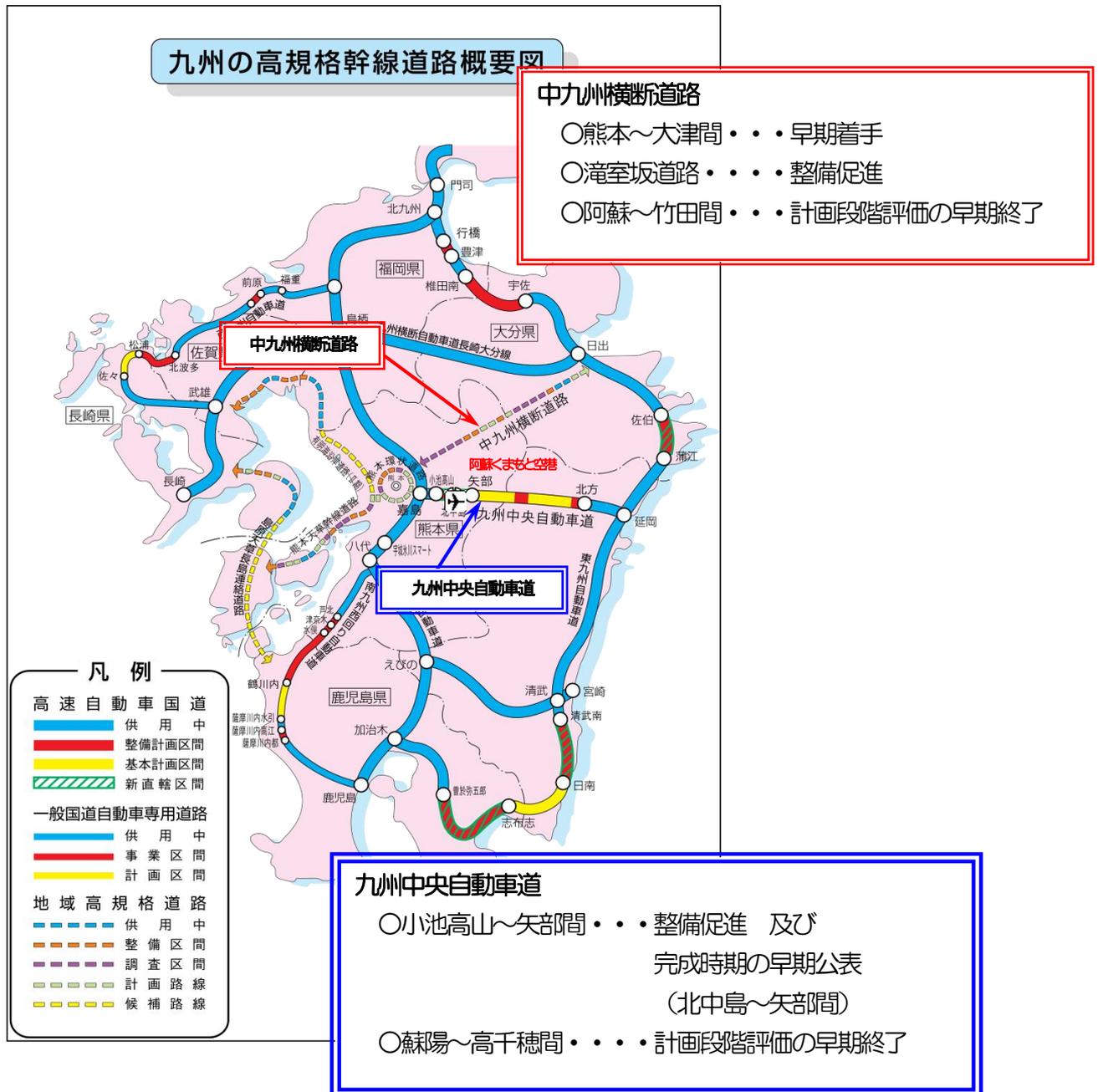
熊本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に、防災駐機場や備蓄倉庫等の整備を進めていたことから、今回の地震で、防災駐機場は、他県等からの延べ150機の応援ヘリの受入れ拠点として利用したほか、備蓄倉庫は、物資の集積拠点として使用するなど、被災地支援の拠点としての役割を担った。

一方、地域防災の要として機能する必要がある行政庁舎が被災し、機能低下に陥ったほか、本県と大分、宮崎を結ぶ国道57号や県道熊本高森線などの主要な道路が被災したことで、物資などの輸送は困難を極めるなど横軸の脆弱性が露呈した。



- 1 大規模災害に備え、自治体においては計画的に防災・減災対策の充実強化を図っていく必要があるため、平成29年度以降も緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大をはじめとする財政支援が不可欠である。
- 2 九州における政府現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎B棟が選定されたことから、その機能を果たせるよう早急に施設整備を行う必要がある。
また、阿蘇くまもと空港が「大規模な広域防災拠点」として、県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担っていくため、国としても救援物資や燃料保管施設の整備などを主体的に行う必要がある。

- 3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる道路網整備が急務である。このため、特に中九州横断道路及び九州中央自動車道の整備促進を図る必要がある。



公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援について

【文部科学省、財務省、総務省】

提案・要望事項

- 1 公立学校施設の整備に係る各種事業について、各設置者が、年度当初から計画どおりに事業を進めることができるよう、十分な予算措置をお願いしたい。
併せて、熊本地震の復旧・復興事業に対しての支援をお願いしたい。
- 2 公立学校施設の新増改築に係る負担率等の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。
- 3 平成29年度～30年度に、水産業の次世代を担う人材育成のために必要な実習船「熊本丸」の代船建造の計画を進めているため、学校施設環境改善交付金の増額をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 文部科学省では、公立学校施設整備費として、一般会計と併せて復興特別会計予算も計上されていたが、平成28年度からは、復興特別会計が廃止されたことから、大幅に予算額が減少している。
県内各市町村において、安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するための改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業、空調設置事業等各種事業が計画されているが、国の予算措置が厳しいことから、不採択事業が発生している状況である。このため、特に交付金事業については、市町村が計画している事業が年度当初から円滑に実施できるよう、十分な予算措置をお願いしたい。
併せて、熊本地震により被害を受けた学校施設の復旧・復興事業に対し、全面的な財政支援をお願いしたい。
- 2 本県の熊本市、合志市及び菊陽町等においては、児童生徒数の増加に伴う学校施設の新増改築が急務となっている。新増改築には多額の経費を要することから、地方公共団体の厳しい財政運営を踏まえ、学校施設の新増改築に係る国の負担率の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実が必要である。
- 3 本県では、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主要な施策として「職業教育等の充実」を掲げ、高度で専門的な知識や技能の習得を目指しているところであり、産業を支える人材の確保や若者の地元定着の点からも水産業の次世代を担う人材の育成は重要である。

本県の実習船「熊本丸」は、建造以来18年目を迎えており、文部科学省が代船建造の目安としている12年を既に越えている。

現在、新たな実習船の建造に向けて検討を進めており、同規模の実習船（485トンのトロール船）を、平成29年度及び30年度に建造したいと考えている。

本県の新たな実習船の建造費用の見積額は20億円であり、6億7千万円の交付金の交付を希望している。

建造予定県と交付金の申請時期（H27～H30）

なお、平成29年度から平成30年度までの間に、本県と同時期に建造した実習船が建造から20年を迎え、毎年度複数の団体が代船建造を計画している状況にあり、年間10億円程度の交付金が必要となることが見込まれている。

確実な計画の実施に向けて、学校施設環境改善交付金及び実習船建造単価の増額をお願いしたい。

道県名	建造費 (百万円)	H27	H28	H29	H30
茨城	1,320	○			
北海道	2,000	○	○		
神奈川	2,000		○	○	
福島	1,800		○	○	
熊本	2,000			○	○
新潟	1,200			○	○
香川・大分	1,900			○	○

安心して私立学校に通える教育環境の実現について

【文部科学省、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保と保護者の経済的負担軽減のため、私学助成の一層の充実強化を図るとともに、必要な財政支援を行っていただきたい。
- 2 公立学校施設に比べ進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、平成28年度までの時限措置として実施されている耐震改築事業の期間を延長するとともに、耐震改築及び補強事業に対する補助について、当初予算において必要な予算を確保していただきたい。

また、県が行う私立高等学校施設の耐震化補助については、私立幼稚園施設と同様に、指定避難所以外の施設についても緊急防災・減災事業債の対象にするとともに、元利償還に対する交付税措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、高校生の約36%、幼稚園児の約83%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。こうした中、各学校は、学校に求められる多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により、私立学校の経営は厳しい状況にあり、今般の熊本地震による経営の更なる悪化が懸念されている。

県としても、国の高等学校等就学支援金制度の加算額の拡充及び奨学のための給付金の創設、並びに県の授業料等減免補助により、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであるが、依然として、保護者の経済的負担は公私間で格差が大きい。

- 2 国は、耐震改築事業への補助制度を平成28年度までの3年間の時限措置として実施しているが、耐震改築事業の財源として、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算の合計で56億円と平成26年度補正予算で195億円が確保されていた前年度に比べても大幅に予算が減少している。(※予算はいずれも小・中・高・大学分の合計)

また、耐震補強事業についても、東日本大震災復興特別会計の全国的な活用ができなくなり、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算の合計でも27億円と前年度の186億円（平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算の合計）と比べても大幅に減少している。

また、私立幼稚園の耐震化事業については、指定避難所となっていない施設でも、地方公共団体が独自に助成する場合、緊急防災・減災事業債の対象となり、その元利償還に70%の交付税措置が行われるが、指定避難所以外の私立高等学校の耐震化事業については、一般単独事業債の対象となるものの、交付税措置はない。

今般の熊本地震では耐震化が済んでいない校舎の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識されたところであり、県としても、平成24年度から県単独の補助事業により耐震化を促進しているが、耐震改築及び補強には多額の費用が必要であり、国の財政支援が不可欠である。

熊本県の学校の耐震化率 (H27.4.1 確定値)

区分	公立学校	私立学校
幼稚園	100.0%	81.6%
小中学校	98.5%	100.0%
高等学校	97.6%	67.5%
計	98.3%	74.1%

立野ダムの整備推進について

【国土交通省】

提案・要望事項

白川の治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。なお、平成28年熊本地震の発災を踏まえ、立野ダムの有識者による詳細調査を国において早急に進め、その結果を公表されたい。

【現状・課題等】

- 熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水や堤防決壊が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。
- 現在、白川では下流の直轄区間及び中流の県管理区間、更に上流支川の黒川において河川激甚災害対策特別緊急事業などに取り組んでいるところであり、立野ダムにおいては、本体着工が今年度予算に位置付けられている。
- こうした中、「平成28年熊本地震」により、阿蘇地域においては、大規模な斜面崩壊や多数の山腹崩壊が発生している。
- 県では、下流域での堆積土砂等による洪水被害を防ぐため、流出した土砂や流木の撤去を実施しており、また、国、市町と連携し水防警戒体制の見直しも図ったところ。
- なお、立野ダムについては、今後行われる有識者による詳細調査を国において早急に進め、その結果を公表するとともに、立野ダムの安全性について流域市町村に対し説明を行っていただきたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



白川(県管理区間) : 熊本市北区龍田1丁目



白川(県管理区間) : 菊陽町津久礼

【水位低減効果(H24.7.12 水位推算)】



代継橋付近(国管理区間)



熊本市北区龍田陳内地区付近(県管理区間)

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する 新たな交付金制度の創設について

提案・要望事項

【内閣府、財務省、国土交通省】

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進するため、平成27年度に県が単独費により創設した「土砂災害危険住宅移転促進事業」は、初年度に7件の移転が決定し、移転による住民の安全・安心の確保に加え、老人の独り暮らしの解消や空き家対策など、地方が抱えている課題解消につながる効果も現れた。また、熊本地震後は防災意識の高まりから、被災の大きかった地域の住民からの問い合わせが相次いでいる。

今後、さらに、安全な地域への移転を促進し、また、地方創生につなげていくため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 熊本県内には土砂災害警戒区域（推計値）が約20,600区域（全国約65万2千区域）あり、平成17年度から「土砂災害防止法」に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行っている。
本県においては、平成27年度に5,014区域の指定を行い、指定率は約72%（H28.3月時点14,877区域）と全国平均の67%を上回り、災害に強く、安全・安心なまちづくりを進めるためにも、平成28年度までに区域指定を完了させる予定で取り組んでいる。
- 土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転を促進するため、国の支援制度（がけ地近接等危険住宅移転事業）が構築されているものの、主な補助が住宅建設費等の借入金利子に対するものであることから、平成21年度から26年度まで活用されていなかった。
- 県では、平成27年度に県単独費による「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設したところ、7件の移転が決定。移転が決定した7件も含め、49件の相談があるなど住民の関心も非常に高い。また、危険な地域から安全な地域への移転に加え、子供夫婦との同居や、空き家を購入し移転した事例など、地方が抱えている課題解消につながる効果も現れた。
さらに、本事業を契機に、平成21年度から実績のなかった『がけ地近接等危険住宅移転事業』でも、4件の移転実績が出る等、既存事業を掘り起こす相乗効果もあった。
安全な地域への移転は、その地域への定住、活性化、地方創生につながることから、今後、より多くの住民の移転を促進するため、移転経費の実費に対する補助を行う等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設が求められる。

【参考】

○土砂災害警戒区域等指定状況

H28.3月末

最終指定区域数 (推計値)	指定済区域数		指定率
	警戒区域	(うち特別警戒区域)	
20,600	14,877	(13,906)	72%

道路構造物の定期点検に係る財源の確保について

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

道路構造物の維持管理については、定期点検が義務付けされたところであるが、その費用の増加に伴う一般財源支出増により、地方財政への負担が大きくなっている。

このため、地方負担分の費用については、地方財政措置の拡充などにより確実に財源が確保できるようお願いしたい。

【現状・課題等】

高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策は喫緊の課題であり、その維持管理についても、平成26年7月1日に道路法施行規則の一部を改正する省令が施行され、道路構造物等の定期点検が義務付けされたところである。

しかしながら、定期点検等に係る地方負担分については、地方財政法の定めにより、地方債充当ができない状況にあり、一般財源による充当を行うことになるが、地方財政への負担が大きく、財政力の脆弱な地方公共団体においては、今後、点検業務の実施のみならず、他の地方行政業務も適正に執行することが困難な状況になると思われる。

このような状況を踏まえ、今後増加することが見込まれる定期点検業務に必要な社会資本整備総合交付金予算の確保とともに、地方負担分の費用については、地方交付税や起債（償還時に地方交付税措置）による地方財政措置の拡充などにより確実な財源確保が必要である。

熊本県 定期点検状況表

単位：(橋梁数：基 地方負担額：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	計	年平均
定期点検橋梁数	387	846	824	804	760	3,621	724
地方負担額(想定)	40,635	88,830	86,520	84,420	79,800	380,205	76,041

熊本県 管内市町村 定期点検状況表

単位：(橋梁数：基 地方負担額：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	計	年平均
定期点検橋梁数	634	2,321	3,005	3,073	3,747	12,780	2,556
地方負担額(想定)	72,150	268,140	354,615	362,400	440,310	1,497,615	299,523

※政令市(熊本市)は除く

【現状】

1,000千円当りの公共事業費(建設)の内訳【補助率0.6 起債充当率90%】

交付金補助額 600千円	起債充当 360千円	① 一般財源 40千円
--------------	------------	-------------

1,000千円当りの公共事業費(点検)の内訳【補助率0.6 起債充当なし】

交付金補助額 600千円	② 一般財源 400千円
--------------	--------------

